終章―小さき者は小さきままに

任運荘十三年史

(1) 設立のあとさき

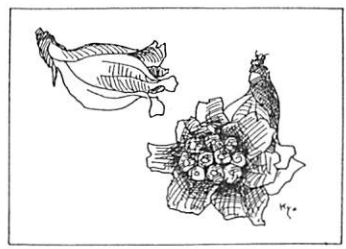

設立の動機 をたずねられることも少なくない。任運荘の歩みを記すに当たり、そのことにも簡単にふれておこう。私立施設の場合、私的なことにわたること多く、その点予めお赦しを頂きたい。

私は大分県庁で長年福祉の仕事をしていた。お仕えした知事は木下郁先生で、歴代知事中最高の名知事との定評は今日でも衰えていない。その博大な胸に包まれて、私は屈託なく、非力ながら福祉の仕事に力を捧げることができた。非才はおうべくもなく、見るべきものは何一つ残っていない。

やがて知事が代わって、私は厚生部長職の手前で左遷、閑職に退く。退職後どうするか。敬

意を払えないその知事の世話をうけて、第二の職を求めるわけにはいかない。その頃のゆれる心情をある日の随筆に留めていた。

―ふつう県は再就職を世話してくれる。非妥協的性格や政治的ふくみも感じて、私にそれを当てにする立場はなかった。しかし、卑小にも一抹の期待もあり、心は揺れ続けた。その最中、兄から忠告の電話。「県の世話を当てにするな。あっても受けるな。みじめな思いをするだけだ」。

この一言で迷いは瞬時に吹っ飛ぶ。小は小なりのある日の覚悟であろう。自力でデザインできる余生を歩もう。念願の老人ホームを計画、条件に恵まれ、退職前に準備できていた（大分合同「灯」より）。

文末の「条件に恵まれた」ということは、私の大分県生活で最も高い恩人、医師後藤基彰氏が、全面的に支援されたことである。氏は私の施設計画を知るや、すでに決定していた特養増設の補助金をそのまま私にゆずられた。氏と当時の社会課長林栄一君とは、特養ホーム任運荘の誕生の一大恩人である。改めて謝意を捧げたい。

こうして、自分のデザイン通りに仕事が運びそうになった。やるならまともなものを創めたい。行政の立場上、余りにもいいかげんな現場を見せつけられすぎた。そう考えると、いささか使命感らしいものが胸中に湧いてくるようであった。

幸運にも 二つのよい私的事情があった。一つは父が全財産を私のこの計画に提供することになったこと。もう一つは長男(現臨々舎施設長)が現職をやめて、福祉の仕事に協力することを承知したことである。

さて任運荘を出発さす時から、最重度の障がい者を最優先する施設を並行して構想していたので、それらの経済的基礎を父一人に頼らねばならなかった。その意味で、父の存在あっての福祉法人任運社であり、任運荘であり、臨々舎である。任運荘の歴史は父から始まると言える。

父の思い出を再び「灯」から。

九十歳を過ぎてはいたが、突然倒れた父は入院数日の看護であっけなく昇天していった。今年の桜も散りそめるころであった。

父は苦学力行、徹底節約の明治の代表のような人であった。くつ一足で三十年もおし通し、おはしは戦前からのものを使い続け、ちびてしまい子供用の長さになっていた。しかし、このように刻苦して貯めた金を、自分の楽しみに使うのを私は見たことがない。たまの外食もカレーかラーメンに限られていた。結局、人のために遣われていった。

父は貧乏子だくさんの三男に生まれた。貧窮を脱するため大阪に出て、亡母と共に過酷なまでに働き通した。故郷沖縄の一族の子弟たちはその父を唯一の頼りに上阪する。昭和初期のあの空前の不況時である。世話した数は六十を下らなかった。

父というが、私は養子である。私の実父は父の実兄。二人は十人きょうだいの中で一番仲良しだが、性格は正反対だった。律儀節約の弟と違い、兄は大胆おうようで、二十歳代で市の議員になるほどの派手さ、従って一栄一落も激しかった。それでも、大きな屋敷は人手に渡らなかった。弟の経済援助によるのであろう。「兄弟の金は困った時はいっしょだ」と、実父がいったのを子供心に覚えている。

その実父の命は昭和二十年沖縄戦ですでに飛散しているが、死の日も場所も不明。父を最後に見た人の話では、民や兵の逃げまどう戦場の路傍で父は負傷兵を介抱していた。逃げようとせかしても、「わしの息子が戦地でこんなめにあっているかもしれない」といって動かなかったとのことである。この兄弟は天国で、久しぶりの再会を喜んでいるだろう。

私が老人ホームを計画すると、弟父は念をおしながら、全財産を提供した。ひとに捧げた一生のようだ。（大分合同「灯」56・4・15）

県福祉行政の経験　を在職中にまとめて一書を公刊した。49年『福祉の主座につくもの』がそれである。現職にあるうちに、「大分県に福祉ありや」と自問自答することに意味があると信じたからである。

幸運にも各報道関係に注目された。朝日（7・20）―「大分県に福祉ありや」の書き出しで始まるこの入門書は、福祉行政にたずさわるなかで得た体験をもとに、自らを告発しながら、

豊富な話題とデータで日本の福祉のあり方にまで言及。

毎日（7・3）は―豊富な行政経験とヒューマニステックな立場からの発言は、強い説得力をもっている。福祉の進展は福祉を必要とする者の声に基礎をおくべきだ、行政者はその要求と共に歩くべきだ、等。大分県と日本の社会福祉の貧困を豊富な資料できびしく告発。

讀賣（10・9）また、―福祉行政担当者が自らを告発したのは、このままでは福祉の主座につく者が一体誰なのか分らなくなるから。役人の誰かがこの旗をかかげねばならない、と著者はいっている。

だから、任運荘建設が決定し、起工する前後に再びジャーナリズムの話題になる。福祉現場を強く批判し続けた者が、自分で現場実践するとなれば、当然、興味と期待がかかってくるから。その意味で、任運荘は出発からマスコミと関連をもたざるをえなかったことになる。

汗顔の至りではあるが、見出しに、「こんどはホーム建設　お粗末福祉に挑戦」などと（讀賣49・12・1）書かれるほどであった。

そのことは、ミニコミ紙「任運荘」の発行に伴って、一そうマスコミとつながりをもつようになる。とくに五十六年より『老人ホームはいま』の出版に伴って、日本の福祉にいささか関わりをもたざるをえなくなる。

任運荘十三年間の内部的歩みと外部との関わりあいとは、表裏交錯の形をとりながら進行する。ここでは、その歩みのみの記述を、各年毎に月日を追うて主要項目をあげるにとどめた。と

くに、解説を要するものや福祉文献的資料として意味のあるものを補遺するために、「注」という形で掲載した。しかし、これらはほとんどが省略されて一部分しか出ていない。引用資料の出所は明示されているから、必要な方は原文原資料について見られたい。

年史の項目列挙では、次の方針を定めた。(1)任運荘の県内での各種発表講演等や、県内のテレビ、ラジオ放送等はカットする。(2)任運荘が福祉上の出来事に関して発言発表したことは重視して、ここに記録する。(3)園内での多数の講話は来訪者来賓に職員のためにお願いしたもので、高名な方でも講話の機会を頂けなかった場合は掲載していない。(4)毎年の同じくり返しの年間行事は再掲しない。

年	月	日
49	12(注1)	26

社会福祉法人任運社(にんうんしゃ)発足。理事長橋本達雄(町農協長)理事―波多野正憲(当時町長)吉良文一(当時県議)木下郁(元大分県知事)羽田野次郎(元衆議院議員)吉田哲郎(後に騰々舎園長)の諸氏。法人名「任運」は良寛の任運騰々(にんうんとうとう)に由来。

12　1　讀賣(大分版)―「老人のモデル施設を願って発足」。朝日(大分版12/9)―緒方町は土地を提供と。「任運荘を老人が新しく生き直すための場所」と大分合同新聞。

注1――パンフレット「任運荘」より―

「私たちは小さくても清純な福祉施設をこい願って、社会福祉法人を設立しました。

誰にでもやがて訪れる晩年の不安をとり除くための仕事として、まず寝たきりの老人を作らないよう、寝ついてしまった老人にも残っている力を活用するよう、生きがいのある暮らしを援助すること、これが私たちの目標です。社会福祉の広くて深い分野の中で、一隅を照らすつもりでけんめいの努力をいたします。」（理事長・橋本達雄）

(2) 初心忘るべからず（50年～55年）

50

5 5 大分県下福祉事務所担当者会議を任運荘で開催。

5 15 任運荘開所。入所者8人（8／11で定員50人に達す。うち床ずれ12人）おむつ随時交換開始。

6 「朝のお祈り」はじまる。〝勤行の朝のことばにはげまされ弱き体を強く生き抜く〟（工藤テイ）〝寮母さん起こしておくれ朝参り彌陀のみ前に法のともしび〟（石原ノヘ）

7 1 「夜のおやつ」開始。

7 パンフレット『任運荘』作成。

8 盆帰省開始（第1回18人）。〝盆帰り指折り数え待つわが身〟（佐藤ヨリノ）〝盆帰省娘の言葉に心は満ちて泊る一夜も千夜の如く〟（坂本常生）

51

10 20 『任運荘』第1号（寮母・森ハルミ自主作成）
「利用者へのお願い」を定める。―『老人ホームはいま』94頁所収、63年改訂。
「寮母心得」を定める。―右同書一〇四頁所収。
11 森幹郎団長及び第一回ヨーロッパ派遣ホームヘルパー一行来訪、激励。
12 29 正月里帰り開始（28人）西日本新聞（12／24）は「家庭にまさるホームなし」と評価。
帰省運動公然化のきっかけとなる。〝はりきって帰ったわが家も不自由で任運荘に帰りたいかな〟（衛藤房江）
2 2 住2 15 雑誌『長崎県老人福祉』吉田―「老人ホーム初歩」
2 20 老人ホーム交流会（養護ホーム、老人クラブ等五十人のお客）
4 2 第1回花見の集い（町内公園21人）〝風吹くな咲いたさくらを散らすなよ〟（藤田フミ子）
4 8 「花まつり」
4 9 福祉講座（週1回）開始。
5 3 理事長交代―橋本達雄氏より吉田嗣義へ。
5 9 開所記念祭―羽田野次郎氏講話。
5 29 農繁期一時預かり始む（59年県はそれを正式に不可とし、翌年再び可とす）
6 緒方町有志仲間による園内植樹。

6 20 第1回「父の日」＝男性老人へ女性より花を。
8 15 盆供養
9 15 敬老の日＝「劇・花咲か爺さん」入所者出演。
10 11 運動会
11 3 第1回文化祭
11年3 16 毎日新聞（西部本社）・『にんげん紀行』（一六九～一七二）「福祉の原点を問う＝吉田嗣義」連載。

注2――**「老人ホーム初歩」**は任運荘出発後二ヵ月めの報告。任運荘の歩みにとって記念すべき最初の記録。父（吉田）と子（現事務長広本）の対話、その一節を。

―数日後の電話。「おやじ、今晩からおやつを出すようにしたよ」。「おやつを出せるようになったのか」、私は熱いものがこみ上げるのを覚えた。しかし、そのことは彼にさえも通じない私だけのことである。「おやつをあげると、お茶などは？」

「当り前じゃないか。お茶も出すよ」。特養老人ホームでは夕方から水もお茶もひかえさすのが常識と思っていた私は、彼がその制限をしていないのが嬉しくてならないのだ。「はじめはビスケットなど既製品でもよいね」。「いや、はじめがかんじんだ。手造りにきまっているよ。炊事場もはりきっている」。ヨーロッパの施設を見て、夕食後のおやつを淡ましがっていた私の言葉を覚えていたのであろう。

注3―― 連載は、Ⅰ老人ホームの帰省運動 Ⅱ新生の息吹青年団 Ⅲ大反響「歩道橋裁判」 Ⅳ行動する勇気 そのうちからⅢを。

歩道橋裁判 毎日・51・11・18・にんげん紀行（一七一）

吉田がよみがえったのは三十一年、木下郁（四十七年まで知事）知事が誕生してから。大分では初めての革新県政だった。木下は吉田を広報課長補佐に抜てき、思いのまま腕を振るわせた。

議会では絶対少数。保守的風土の強い大分で「二年も持つまい」といわれたほど、県政は不安定な状態にあった。「革新県政はおっかない」というイメージをぬぐいさるのに必死だった。吉田は知事座談会の開催、「つばめと県民は自由に知事室へ」というキャッチフレーズで知事室の開放、移動県庁、婦人相談日の開設など、次々とアイデアを生み出し、実行に移した。

※全国初の福祉センター

婦人児童課長―社会課長としての福祉畑の七年間は吉田にとって「木下さんというよき理解者に恵まれ、毎日々々が楽しくてしようがなかった」時期。

「福祉と教育は一本」という考えから、社会教育の経験を生かして、福祉職員の研修会をひんぱんに開いた。手紙による母子家庭の激励。児童福祉施設の保母のために、ちょっぴりだったが出した手当ては「寝しょんべん手当て」と歓迎された。生活保護児への乳製品無料給付も吉田のアイデア。

社会課長時代、心を痛めたのはひんぴんと起きた生活苦による自殺。ほかのことには口を出さなかった木下だったが、このことになると「自殺者を出すのは行政の責任だ」ときびしい注文をつけた。

県庁で社会課長のイスを温めている暇などない。出先の福祉事務所を回っては「生活保護該当者は、あがってくる数字の倍近くいるはず。貧乏と病気に苦しむ者は草の根分けても探し出せ」と職員のシリをたたいた。

生活保護の家庭も回った。「保護費は濫（らん）給の弊よりも漏給の害が大である」という吉田の主張は「保護の適正化指導」という名目で「しめつける」傾向の厚生省の一部から強い反発を買ったが、保護行政の本当のあり方を全国に先がけて示したものだった。

吉田は四十三年、全国で初めての児童、婦人、身障者の各相談所とその付属寮を一カ所に集めた福祉センターをつくり、初代所長となる。

※身障者は渡れない

大きな反響を呼んだ「歩道橋裁判」はその所長時代の四十四年のこと。

前年の暮れ、大分市内で道を横切っていた身障の婦人が、車にはねられた。現場のすぐ近くに歩道橋はあったが、足の不自由な被害者は渡れなかった。

裁判で加害者側は「横断禁止なのに道を渡っていた被害者にも過失がある」と主張。県警や県幹部も「体の不自由な人でも介添えをつけて歩道橋を渡るか、回り道をして横断歩道を渡るべきだ」と証言した。

「歩道橋に問題はないか」―吉田は裁判の経過を報じた新聞記事を身障者寮の人たちにみせた。みんなが身をのり出すようにして訴えた。

「急な階段、手すりもない。歩道橋自体がわれわれ足が不自由な者を拒否している」「身障者を人間扱いしていない」

※〝人道に反する〟の判決

そうした訴えを集め、吉田と入寮者二十七人は「手すりのない歩道橋をつくることは、身障者に対して非人道的取扱いをしているのと同じだ」として、①歩行者の義務違反と憲法の立場②事故のあった道路と身障者との関係について③身障者の歩行介添えと経済状況についてなど、五項目にわたる上申書を裁判長にあてて出した。

上申書は採用された。「歩道橋はヒューマニズムに反する。この措置だけで交通事故を防ごうという安易な考え方に強く反省を求めたい」との判決が出た。

歩道橋に手すりをつけようという要求はすぐ各地で実行に移された。「直接の効果はともかく、身障者たちが主張すべきことは主張することを、身をもって知ったことがうれしかった」という。

吉田は二十七年間の役人生活をふりかえって次のように書いている。

「人のおもわくを気にせず、よいことなら一刻も早く実行しようという構えは、役人仕事の中でいつの間にか私を異質のものとしたようだ。遅刻せず、仕事せず—この吏道が余りにも愚行に見えてしようがなかった」＝敬称略（山路憲夫記者）

52

1 20 森一郎氏（当時・日赤病院指導課長）講話—「花神たれ」

1 20 大分合同—『任運荘便り』を人気上昇中と紹介（16号発行）

2 「死について」アンケート調査（「任運荘」18号掲載）

3 沖縄協会専務理事吉田嗣延氏講話—「下村湖人・永遠の師」

3 「床ずれゼロ」となる。

3 25 はあと財団（第一勧銀）より「はあと号」寄贈。

5 13 九州地区成人施設大会・特養部会・吉田基調講演。

5 8 開所記念・母の日合同行事。

6 9 ドライブ開始（第1回・鍾乳洞見物・8人）

6　10　入浴サービス開始（5人、後に町社協事業引き継ぐ）

8　17　第1回短歌会16人参加。〝集い来て心を開く歌の会楽しき折ぞいや増しにけり〟（後藤アキ）

9　9　第1回農繁期一時預かり。

9　12　[注4]　臈々舎壁画に故三橋節子氏大作「田鶴来」決定。「身障者を励ます人間愛の表現」と注目（西日本9／12　日経9／24）

10　13　「ふる里への便りのすすめ」―面会のない人たちへの援助（朝日・報道）

注4――「身障者を励ます壁画」（日本経済新聞52・9・24）

悪性しゅようで右手を失いながらも絵筆を左手に持ちかえて名作を描き上げ、若くしてこの世を去った女流画家、三橋節子さんの感動的な生きざまは「湖の伝説」（梅原猛著）でも紹介され全国的に話題となったが、三橋さんの左手による最初の大作「田鶴来（でんずるぐる）」が来年4月に大分県緒方町に完成する重度身体障害者療護施設「臈々舎」（社会福祉法人任運社経営）の壁画としてよみがえることになった。「この画の説く愛の美しさと三橋さんの力強い生き方は身障者の大きな励みになるはず」と関係者は期待に胸をふくらませている。

三橋さんは京大名誉教授三橋時雄さんの長女。京都私立美大在学中から新制作展に入選するなど、将来を嘱望された画家だったが、四十八年一月、突然、鎖骨しゅようの激痛におそわれ、同年三月、右腕を切断した。その後二度の入院のかいもなく、五十年二月、三十五歳の若さで亡くなった。しかし、画家の生命ともいうべき右腕をなくしてから死までの二年間、三橋さんは自分の病気を知りながら、残さ

れた左手を頼りに、ひたすら絵を描き続けた。

別府市上田の湯に住む任運社理事長の吉田嗣義さん（59）はこの六月、たまたまベストセラーとなっていた「湖の伝説」を読んで感動。現在、大分県大野郡緒方町馬場に特別養護老人ホーム「任運荘」を経営しているが、来年四月からこの隣に身障者施設「騰々舎」を運営することになっている。そこの壁画としてぜひ三橋さんの作品を、と考え、その意向を三橋家に伝えたところ、同家も申し出に応じたもの。

壁画になることになった「田鶴来」は、三橋さんが夫と二人の子供といっしょに住んでいた琵琶湖付近の伝説をテーマとしている。亀吉という百姓が、ある日、一羽の雌鶴を撃ち落としたら、羽根の間から雄鶴の首がころげ落ちた。それはちょうど一年前、同じ場所で亀吉が撃ち殺した鶴の首だった――という夫婦愛の強さ、美しさを教えている民話だ。

京大出身で琵琶湖へもよく出かけたという吉田さんは、三橋家から贈られた画集を手にしながら「三橋さんの生き方、田鶴来の夫婦愛、ひいては人間愛の美しさはわれわれが身障者に訴えたいすべてだ。壁画として、これ以上のふさわしいものはない」と話している。「騰々舎」建設の起工式はすでに済み、今月中にも着工の運びとなっている。

三橋節子さんの母、珠さん（62）の話―壁画にというお話は初めてでしたが、喜んで協力することにしました。節子も生きていれば、同じ気持ちだろうと思います。結婚前にも点字を習ったりするような子でしたから。「田鶴来」の絵が身障者の方々の励みになるなら、こんなうれしいことはありません。

53
4　4月　身体障がい者療護施設「騰々舎」開所。
4　20　緒方町報（二五一号）「町長議会報告―任運荘の入浴サービスはありがたい。騰々舎

開設は大きな福音」

5
14 開所記念祭・木下郁理事講話。柚木崎次郎氏記念講演。展示物に、共同大作押し花絵が眼をひく。

7 おむつ畳み室増設。

8 調査「あなたの心の底には」―結果は『老人ホームはいま』二一七頁。

9 終末期点滴中3人に床ずれ発生（54年9月、一年後に床ずれゼロに戻る。）

9 第2回農繁期一時預かり（2人）―「任運荘」20号掲載。

10 「テープによるリハビリ」放送開始。

11 ベッドのマットをすべて畳に替える。

11 行事の企画進行等すべて、職員順番担当制となる。

11
6 全国老人福祉施設研究大会（以下全国大会と略称・於松山市）・吉田基調報告―「晩年に豊かな生はあるか」

11 合同文化祭・第一回老人弁論大会8人発表。

11 「夜のつぶやき」作成（『老人ホームはいま』八八頁）

12 老人福祉開発センターよりリフト車寄贈。

注5——車椅子の弁論大会（大分合同11・28の文化祭報道記事より）

今年も大ホールには利用者たちの書道、絵画、生け花、手づくりの染色、着物、貝殻細工、切り紙細工などを展示。また本物の草花やススキ、カキの木などを使った「秋の風景」が、見物にきた人たちの目をひいていた。

なかでも寝たきり老人の弁論大会が最大の呼び物。車イスに座り、寮母さんに付き添われたお年寄り弁士たちは、マイクに向かって熱弁をふるい大きな拍手を受けた。

最高齢の森崎夕子さん（九〇）など任運荘から八人のお年寄りが次々と登壇し、過去の経験を振り返りながら熱っぽく訴えた。最後は特別参加した姉妹施設の重度身体障害者施設「臨々舎」の三浦志奈代さん（三六）の「生命よみがえる」。口が不自由なため三浦さんが血のにじむような機能回復訓練でようやく打てだしたタイプ作文を寮母さんが代読。しかし三浦さんの身障者になってからの苦しい闘いの記録を読む寮母さんもつい涙ぐみ、声にならず中断することもしばしば。聴衆の中からもすすり泣きの声が起きていた。

54

1 16　初めての施設内葬儀。

2 16（注写真）　下村湖人揮号「任運臨々」石碑建立（緒方町故三代力氏寄贈）

4 5　第一回花まつり

4 9　毎日新聞社会事業団より臨々舎へ40万円寄贈。

4 25　西日本新聞論説委員吉田喜一郎氏講話——「日本の農業経済」

4　入所動機の調査——「任運荘」22号掲載。

5 5 記念祭・記念講演加藤善徳氏（日本点字図書館理事）―「福祉への道」 加藤道子氏
―講話

6 2 仏像安置式（仏像一式費用五十万円 うち利用者より二十七万余円寄出）

9 9 宿泊旅行始まる。

9 「任運荘」（23号）の「床ずれ」論が全社協・社会福祉研修センター〝指導書〟に掲載、ようやく注目され出す。

11 『老人生活研究』（11月号）副施設長・北崎ハツ子―「床ずれはあって当然か」

11 4 田辺昌平氏（福井・特養常盤荘長）講話―「床ずれについて」

11 13 雨宮克彦氏（県精神衛生センター所長）講話―「老人痴呆について」

11 26 入所者からの寄付―1万9千円緒方中学芸能保存会へ。

11 森一郎氏講話―「ケースワーク」

注6――加藤善徳氏は62年11月21日ご召天。遺志によりご献体、お通夜、お葬式なし。80年の生涯は神と共にある如く清純で、一貫して故後藤静香氏を扶け、晩年の下村湖人に師事。夫人は道子氏、群馬県下で痴呆老人対策を民間運動として推進した先駆者。

注 写真

55

1 30 黒田輝政氏（当時・朝日記者）講話―「施設は地域に向かって開け」

2 13 任運荘入所者預金調査―1人平均65万円。それを受けて朝日は、「預金は入所者のいのち、費用徴収ひとり歩き」と厚生省批判。ほかに大分合同（1／14）も解説。

3 17 県高年文化祭創作美術展でおし花孔雀画優秀賞。

3 30 入所者と理事長との月例懇談会始まる。

4 1 老人介護相談事業（電話24時間受付）と「老人かけこみ寺」開始。

「床ずれ予防」のパンフレット作成。

「食事は食卓で」のすすめ。

「おむつ外し」始まる。

5 18 五月祭・雨宮克彦氏講話―「痴呆について」

6 中庭にコンクリートの歩道設置。

下村湖人揮号石碑

6 25 九州老人福祉施設研究大会（以下九州大会と略記・於那覇市）寮母足立月子―「福祉の本質」

6 27 朝日（大分版）―「ミニ旅が大人気」と報道。

8 新基準の費用負担制度実施で利用者の動揺甚だし（負担者17人）。朝日（8／27と10／8）は任運荘の事実を解説報道。

扶助費を現物渡しに変更。

9 15 敬老会・第2回弁論大会5人発表。〝敬老の日発表あとの拍手は生きゆくことのはげみとなりて〟（引田しげ子）

9 12 朝日（名古屋本社）任運荘「床ずれゼロ」他へ波及と。同じく、9／22に「実を結ぶ床ずれ防止」その方法論を詳報。

10 清拭車、穴あきマット、円座各種、お座敷トイレ（56年）等寮母の工夫品出揃う。

11 12 全国大会（於岡山市）寮母加藤洋子―「コミュニティと老人ホーム」寮母足立月子―「ミニコミは問題意識に貫かれてこそ」

12 15 吉田嗣義著『老人ホームはいま』刊行。

森幹郎教授推薦文。書評（大分合同12・22）出始める。

12 21 入所者寄付四万八千円―在宅訪問介護相談事業へ。

注7 ――『老人ホームはいま』書評集

大分合同（12・22）―入居者と職員が相互に生かし、生かされ、愛の共感によって奏でられる美しいハーモニーで包まれていることに驚く。特筆すべきは、これは単なる紹介や報告ではなく、著者自ら施設内部にいる者としての告発であり、世に対する、いや、自らへのきびしい問いかけの書であるということだ。そして、かの下村湖人の愛弟子として薫陶を受けた著者の、おのれに対するきびしさと、その思想によって貫かれていることである。（森一郎氏記）

毎日・「二豊評論」（56・1・19）大分支局長―一冊の本にこれほどの反響が集まったのは何を意味するか。讀賈（2・17）―「現場人しか書けない迫力。福祉のあり方に痛烈な批判」。赤旗（11／2）潮流欄―「目を洗われる思いの書」。沖縄タイムズ―「まえがきの書き出しに、のっけから鋭い告発の文」。エコノミスト（3／17）―「あすの自分や社会を考えさせられる」。

「老社協」（1／15）―「実践に裏打ちされた提起から学ぶもの多し」。「老人の福祉と保健」（1／20）―驚異的な記録だ、ソクラテスの死に臨んでの言葉を福祉後継者に示し訴えているのが印象的。「老人生活研究」―「老人の終末看護に尽くす人たちが紹介され、読む者襟を正さしめる」。（これらの書評はすべて実質以上の評価で、私は今後への激励として受けとろう。）

評論家松田道雄氏は発行所社長あてに、「老人介護について書かれた本の中で、最も感動的、最も学問的」と。

翌57年『文芸春秋』10月号の「大図書館」欄で、沖藤典子氏の書評―本書を推すのは、女たちの未来に対し一つの回答を示してくれているからである。私の知りたいホームの毎日が詳細に記述されている。朝日（60・8・23）「その時この本」欄3人座談会―中村紀伊氏「原点をおむつにおいている点が胸を打つ」。樋口恵子氏「おむつは特養のいのちという著者の信念が伝わってくる」。渥美雅子氏「施設長が一人がんばっても限界もあろう」等……

(3) 『老人ホームはいま』以後（56年～59年）

56

1 在宅老人訪問介護開始（月2回）

2(住8) 18 朝日新聞・みんなの老後欄・「任運荘」

2 27 熊本市・慈愛園乳児院長潮谷義子氏講話―「個別処遇に徹す」

2(住9) 29 全社協編「福祉寮母基礎講座4巻」に重要過誤ありとして編者へ指摘。

3 6 老人生活研究所「寮母研修会」（於別府市）吉田・講義―「寮母は宝」　研修者一行任運荘来訪。

3 28 記念祭・記念講演東大法学部教授米倉明氏―「老親をだれがみるか」。大分合同（4/3）要旨掲載。

3 30 NHK厚生事業団より老人介護相談事業へ奨励賞（金）。

4 『写真・任運荘』発行。

6 九州大会（於福岡市）・寮母森郁子―「お年よりを叩いてしまって」

7 22 社会福祉研修センター「社会福祉施設長研修会」（於東京）吉田・講義―「施設の管理」

7 『老人生活研究』（7月号）吉田―「寮母は宝」

8 20　入所者7千余円を訪問お礼に緒方町保育所へ寄付。

9 30　全国大会（於北海道）副施設長北崎ハツ子―「おむつ交換の徹底からの出発」

10（住10）　『老人生活研究』（10月号）寮母森郁子―「お年よりを叩いてしまって」

10 4　時事通信「厚生福祉」―任運荘紹介。

10 16　社会福祉研修センター所長中島俊寛氏講話。

10 30　宮崎県中郷園大塚園長講話。

10（住11）　鉄道弘済会『社会福祉研究』（29号）・座談会「施設処遇をめぐって」―司会・福田垂穂教授、出席者・石井哲夫、延原正海氏らと吉田。

11 7　文化祭　記念講演＝群馬大名誉教授永杉喜輔氏―「家庭の教育」

11 24　任運大学（入所者月一回の講座）開始、28人参加。

12 1　讀賣新聞「定年のない性」をテーマに任運荘を取材。

注8――中から見た老人ホーム（朝日・56・2・18みんなの老後）

老人ホームを〝内部告発〟した「老人ホームはいま―現場からの報告」（ミネルヴァ書房刊）が話題になっている。書いたのは大分県緒方町、特別養護老人ホーム任運荘を経営する吉田嗣義さん（六二）。高齢化社会といいながら老人ホームはまだまだ一般には遠い「閉鎖社会」。吉田さんは実践記録を通じて施設の実態をあからさまにし、みんなの老後の問題として一緒に考えてほしいと訴えている。「収容」から「利用」する生活の場に変わったはずなのに、規則による拘束がなぜ必要なのか▽寝たきりが

中心の特養に、床ずれはつきものであって当然なのか▽ホーム経営はうまみのある事業という人もあるが、福祉で金もうけしてよいのか―と口調はきびしい。吉田さんに言い分を聞いた。

管理主義に過ぎる

―「老人ホームはあなたにとって何か」と以前、ある入園者にたずねたら、「耐えることです」という答えが即座にかえってきたことがあります。心の底をなかなか人にもらさないのも入園者。それが現在の施設で生きる知恵なんでしょうか？

「やはり管理主義に過ぎること。これが第一でしょう。集団生活するのだから規則はあって当然で、厚生省は規則をつくりなさいと言う。私はそうは思わない。集団の中でせめて気楽にしてもらうために規則なんてないほうがよい。家庭に日課や規則がありますか。そりゃ、一日の主婦の仕事に時間の流れはある。それは園にも言えるが、規則や日課を押しつける必要はない。ただし、火の用心とかの『しつけ』は当たり前だが……。老人のあるがままを受けいれることからお世話は始まる。家庭だって同じでしょう」

「私の園で前に、年越しソバの汁が出し汁だけの水だったことがあった。でも、今晩のソバはおいしかったと入園者は口をそろえる。勇気ある一女性の指摘がなければそのままになってしまうところだった。おそろしいことだ」

―施設の主人公は利用している老人たち、とタテマエでは言われるのですが、実際はそうではない？

「ある施設でおむつかえを見たら、便やおしっこの量が少ない。おかしいなと思ったらお茶、お湯をひかえさせていた。お茶断ち、お湯断ち。そして何ごとも初めが肝心だという。これでは世話でなくて飼育。管理する側の都合にあわせての処遇でしかない」

「全国大会で、ある寮母が処遇内容を報告した。そこではおむつ替えは時間制で一日五回という。それを座長が血のにじむ発表ありがとうと言うので、私は立ち上がった。一日五回では四、五時間、夜は

六時間以上もうんこづけになっていることになる。私の園では時間をきめずに一日平均九回、ぬれたら替える主義。むろん夜間もやっている、と。すると、夜間替えないのは他の人の安眠を妨げないためという寮母の重ねての発言に、会場から拍手が起こった。私は手抜き処遇を自覚しないまま肯定しようとするふん囲気が情けなかった。老いて自分がうんこ、おしっこづけにされたいと思うだろうか。自分は我慢できないが他人には我慢させてもよいというなら、施設の堕落ですよ」

床ずれゼロは必要

―外国のホームと比べてきわだって職員が少ないのが日本の施設。とくに特養では寮母がいつも廊下を走って仕事をしています。大変ですよね。ところで現在の特養の問題点は？

「終末介護、終末看護の場に、一般的には医療の態勢がないこと。晩年を安らかに生き続けるには不十分だ。私のところはすぐ近くの病院から夜中でもかけつけてくれるので問題ないが。条件がそろって必要を可能にするのか、必要によって条件を可能にするのか。考え方によろうが、特養だから床ずれがあって当然とは思わない。私の園は床ずれゼロだが、床ずれを一人でも出してはいけないという必要によってやっている」

―老人ホームの体系再編成が言われています。経済的理由を主とした養護ホームは、年金充実などで位置づけが変わってきました。これからは特養が中心になるべきだと言われますが？

「養護ホームにしろ、軽費ホームにしろ住宅補完の意味が大きい。日本の住宅政策は貧困だが、住宅問題を推進すれば必要度は乏しくなる。老人住宅や老人アパートがほしい。それと、たとえひとり暮らししていても、ホームヘルプ、訪問看護、給食、入浴など在宅福祉サービスが整えばホームに入らなくてすむ。いずれにしろ養護は特養に切り替えるべきだ」

―これまでの施設は隔離、孤立していた。町なかにつくることに反対した住民側の無理解もあげられますが、一方では施設も地域への働きかけを怠ったのではないでしょうか。施設機能を地域に生かすことに消極的な施設長も多いのでは？

「地域の社会資源としての位置づけに理解の低い施設長や職員もたしかにおられる。閉鎖性を保つことで施設の存在を保つとすれば、残念なことだ」

―施設は施設長にありと思いますが、よい施設長とは？

「簡単です。お年寄りの人権を具体的に尊重する。自分にしてほしいことをし、してはしくないことをしないこと。自分や自分の親にそれが出来るかどうかを、いつも考えている人。企業型施設長、収入型寮母がふえるのは世の流れというが、私には理解できない。私は福祉で金もうけするのは間違いと思う。自分とのたたかいです。それが出来る人が施設長の資格があると思う」

「自分都合」捨てよ

―いちばん言いたいことを……

「世話する人、施設、行政が、老人不在の『自分都合』で老人を管理、処遇するのでなく、おとしよりの側に立って世話するのが原点。もう一つは、行政は在宅福祉サービスの貧困を施設に肩代わりしていることだ。在宅サービスが進めば施設のあり方も変わってこよう。両方、同時進行が必要なんです」

注9――(1)章の松尾周子執筆者は「老人ホームが収容所であってもいい」「収容という言葉が用いられて当然」等、驚くべき内容と用語がボンボン。(2)章の安部トミヨ執筆者は「おむつ交換は回数に関係ない。一日八回なんて必要はない」など放言の連続。4／3佐藤黙童委員長より「今後心して参りたい」と陳謝。

注10――「昨年の〝老人生活研究〟十月号に任運荘の寮母森郁子さんのお年寄りを叩いた手記を読んで、どきりっとしました。どこの施設でもそんなことは一、二例は必ずあることです。違うのはその後の寮母の姿勢、それを励ます仲間です。この雑誌「老人生活研究」で共感したりするリポートを見る度に、どこの施設かと確かめると任運荘です。九州は遠いと今まで諦めていたのですが、決心すればそうでもありません。職場を離れましたので、研修させて下さい」(札幌市・山宮加代子)。(『おむつ』50頁)後に、朝日新聞社説(63・6・24)は62年5月東京の特養での職員による老人暴行事件に関して、根本対策の一つとして、任運荘のこのような対応を評価。「ことのてんまつを〝老人生活研究〟に投稿をすすめた。こうして事件の教訓は他の寮母にも共有されることになった」と紹介。

注11――**『社会福祉研究』**(56年29号)78頁―座談会中の吉田発言(抄)

寮母、保母と「母」がくっついている。福祉に母性性が非常に重要な要素を持っているというふうに理解した場合、具体的な「母」の役割を忘れてはならぬことだと思うのです。母性性とは何か。施設は日常の生活の雑事が基本になるわけですし、やはり母のもつべき教育性も底にひそめながら雑事の処理、それは当然スキンシップに頂点を持つ。そういう面を忘れてしまって、ある意味では日常性からの脱却を専門性というふうに錯覚を起こす職員が案外ありはせぬか。

日常的雑事というのは施設の中では絶対的に重要な位置を占める、それにかかわる専門職性でなければならないと思うのです。つまり体を動かさない限り、作業せぬ限りは、私は、生活施設は生活でないというふうに思ったりするわけで、お母さんのごとくまず体を動かすことだと思う。母を偉大とたたえる子の心は、母の家庭勤労の後姿を見てのことであろうと思います。うちの職員もそのことだけを忘れないようにしてくれ、と言っているのです。それを理解して働いてくれる。私はしんから「寮母は宝」と信じています。

1 1 毎日（大分版）任運荘訪問介護を「出かける福祉」として取材。
1 4 住12 毎日（大分支局）・『任運荘リポート』（伊藤元信記者）連載（27回）始まる。
1 福祉新聞・北崎ハツ子―「任運荘の食事」連載（5回）
3 19 淑徳大学故村井隆重教授講話―「施設は臭う」
4 1 入所者寄付三万余円ムッチャン像建立へ。（ムッチャン＝大分市で第二次大戦中壕で餓死の少女）
4 『高齢化社会と自治体・地域』（ぎょうせい刊）に吉田執筆―「高齢者の性と愛」「恐い施設」等4章。
5 5 住13 1 十周年記念・『おむつ―介護相談の記録』発行（毎日新聞任運荘リポートを収める）
5 9 五月祭・記念講演永杉喜輔教授「福祉と教育は一つ」（大分合同（5・14）講演要旨掲載）　辻典子氏（熊本市職員）講話―「私の想い」
6 5 時事通信・『厚生福祉』―老人福祉最前線では今・任運荘のとり組みから
6 19 『週刊時事』―「自分が寝たきりになったら」を即実行の任運荘。
7 7 『老人生活研究』（7月号）・三代茂子「おむつ外しの試み」
7 住14 月 永杉喜輔著『社会教育の原点をさぐる』（国土社）八章で「任運荘を語る」
8 27 新潟・長岡市わらび園老人問題研究会・吉田・講義―「処遇の視点を問い直す」
9 月 低温庫（全食品収納）、厨房スポット冷房設置。

9 月　『老人生活研究』（9月号）・吉田―「人間関係はそんなに難かしいか」
9 19　高橋稔氏（当時総理府老人対策室）講話。
10　『月刊社会教育』（10月号）・吉田―「生きることは学ぶこと」
11 18　全国大会（於大阪市）・相談員三代茂子―「おむつ交換からおむつ外しへ」
10（昭15） 1　福祉新聞週評欄・吉田―「混浴に反対」
11　第一回バザー。
12　『老人生活研究』（12月号及び58年1月号）・北崎ハツ子「混浴をめぐって」（上・下）
12 15　月刊『老祉協』（7頁）「おむつ否定」の説出現、きびしく反論開始。

注12――厳しく福祉講座　（1・23）―「任運荘リポート」15回め

親鸞「歎異抄」を読む―「善人なをもて往生をとぐ、いはんや悪人をや」

毎週火曜日の福祉講座。寮母の一人がたどたどしく「歎異抄」の第三章を読み上げる。

この日は、佐賀県から研修に来た施設職員五人をまじえての講座。任運荘施設長、吉田嗣義（六三）と寮母とのやりとりを、五人はじっと見ている

吉田　そこまでの意味は？

寮母　よくわからないんですけど。

吉田　この程度もわかってないのか。君は？（と、左隣の寮母を指さす）

寮母　善人なら助けてくれる。悪人ならもっと助けてくれる、という意味です。

吉田　なぜ、たすけるの。

寮母　すがるからです。

吉田　そう、悪性に苦しんでいる者を助けるのが弥陀（みだ）。弥陀は、すがる者を助けるんです。もう、二・三回読んだところなのに、覚えてなきゃだめじゃないか。以下、吉田が第三章の解釈をひとくさり。

寮母だけの解釈―

福祉講座は、全職員を対象に週一回。吉田を〝講師〟に、これまで「社会福祉方法論」など四冊の福祉専門書を学習。福祉に通ずるものがある、と今度は親鸞「歎異抄」を取り上げた。

なぜ、福祉講座なのか―。

「職員が、自分たちの仕事を福祉作業として意義づけする機会なんです。それに、一度勉強しておれば、職員自身、全国規模の研修会に参加しても安心してられるんです」と吉田。

「歎異抄」を学習して何回目かのころ、例の〝火つけ事件〟が起こる。当の老人の自宅復帰の準備が着々と進む中で、寮母たちは話し合い、その結論を吉田に伝えた。

「私たち、歎異抄のことなんか、考えました。すると、あの人のことを知らず知らず、追いつめていた気がしてきたんです。あの人をこそ救わなければ、そのためには、世話をする私たちの方が変わっていかなければ、と思います。もう一度、世話をさせて下さい」

それは「善人なおもて……」の解釈とは、おそらく違った。しかし、自分たちに都合のいい処遇ばかりしていても意味がない、という寮母独自の新しい〝解釈〟が確実に生まれていた。

持ち回りで研修へ―

講座の途中、佐賀県の施設の生活指導員（二八）が、話の輪に加わった。

「任運荘の職員のみなさんは、施設を集めた大きな研修大会でよく発表されますね。私たちがここに来たのは、オムツの随時交換の問題を発表で聞いたのが、一つのきっかけです。うちのホームは、入ってきた職員の一〇〇%が、食事とオムツと入浴だけさせていればそれでいいと考えているのが実情で……」

任運荘の寮母をはじめ職員たちは、持ち回りで研修会に臨む。一人が続けて出かけていくことはまずない。しかし、当然ながら、みんながみんな話がうまいわけではない。緊張で汗をかき、舌がもつれることも珍しくない。発表が苦痛で退職した寮母だっている。

今は笑い話になったが、職員の一人は寮母主任の田近昌子（四六）が発表した日の夜をよく覚えている。

うなされてうわ言―

「同じ部屋で宿泊したんですけど〝それは違います！〟とかなんとか、うなされてうわ言いって……。よく考えてみると、オムツの随時交換のことなんですね。昼間の研修会で、他の施設と意見が衝突したんです」

田近はもともとトツ弁。それが〝本番〟で、いくら任運荘の随時交換の理念と方法を説明してもわかってもらえず、もどかしくなって「そんなに理解してもらえないんだったら、一度ウチに来て」と声を荒げた、という。

お年寄りから学ぶ―

岐阜県のある施設長が「寮母の質をそろえるのは大変」と指摘したのに応えて、吉田は次のように言ったことがある。

「特に良い寮母はいらないし、チャンピオンも作らない。研修の発表にしたって、何人かの寮母にまかせていれば、そつなくこなすだろうが、それもしない。長い目で見ればこうした取り組みが必要なん

です」と。

この日の福祉講座の最後。佐賀県の生活指導員は、うちもオムツの随時交換をやりたいが、福祉講座はこれをスムーズにさせる秘けつか、と聞いた。

吉田は明確に言い切った。

「週一回勉強したって福祉が身につくものではない。老人との接触の中からこそ、教えてもらうんです」（敬称略）

注13——「おむつ」書評

『福祉新聞』5／24三念帳欄で—おむつ一筋の報告書、おむつ随時交換への関心の高まりをもたらした。『月刊福祉』—「読む者を圧倒する。付録・毎日支局の任運荘リポートは任運荘の全体像を理解するによい」。『老人生活研究』（7月号）—老人の主体性を処遇の中心にすえている任運荘の一端がうかがえる。大分合同新聞5／22—老人介護相談の記録、そして相談事例をあげ、二ヵ年間で一六七件となっている。同編集委員末久義氏は、「内の目」欄（9・6）で、「〝逆転の発想〟として、任運荘の床ずれ追放を評価し、たとえ小さな取り組みでも、その輪が拡がれば、日本の福祉を変えうる」

注14——辻典子さんと花束（永杉喜輔教授）

こんどの講演は、サリドマイドの辻典子さんと二人だったが、辻さんはあまりしゃべらず、質問に答えた。その答えも簡単明瞭であった。誰かが、お母さんとの関係は、と聞いたのに対し、辻さんは、小さい時はわからなかったが、二〇歳になって母の苦労がわかってきた。母は気丈な人でした、と答えた。私は差出がましいと思いながら、親の立場から感想をつけ加えた。おそらくお母さんは、わが子に代わってやりたかっただろう。自分の両腕がなくなったら、わが子に両腕が生えてくるものなら、そうしてや

りたかったに違いない。しかし、代わってやることはできない。典子さんは自分でしあわせにならなければならない。だから母は、わが子を鍛えたのだ。涙をのんで鍛えたのだ。それで今日の典子さんがある、と私は言った。人が人に代わってやることはできない。勉強一つ、わが子に代わってやってやることはできない。

自分が自分を自分で変える努力をすることが、教育であり福祉である。

辻さんは一番うれしかったのは熊本の市役所に職がきまった時だという。一番いやなことは同情されることだという。今度は理事長の誠意にはだされて来たが、もう二度と壇上になど立ちたくないという。

最後に吉田理事長のお孫さん（小五の男）の手で辻さんへの花束贈呈があった。辻さんは、ふたたび登壇した。どのようにして花束を受け取るのかと見ていたら「ありがとう」と深く頭を下げただけで、花束はそのお孫さんが持って辻さんの先に立って降りた。私は、これほどきれいな風景はないと思った。実に自然である。（上掲冊一六一頁）

注15——おかしい混浴礼賛（福祉新聞57・10・4）—吉田嗣義

朝日新聞は「みんなの老後」欄（西部本社版57・7・16）でホームの「混浴礼讃」を紹介していた。紹介された一つ埼玉県N園では「人間らしく接する」方針の下に、部屋は男女混合室にし入浴は混浴。もう一つは浜松市A園で開園以来の混浴。その理由を「性もボケも同じこと、先入観をもたずいたわりあい、科学的に介護していくことが処遇の基本」と、最後に「老人ホームは曲がり角に来ているが、質の高い処遇とはここから出発すべきだ」と二人は強調していると報じている。

混浴は科学的介護であり、質の高い処遇と主張していることになる。こっけいな話ではある。

あえて私は「たかが混浴」という。混浴に科学的とか質的高度といえる内容があるだろうか。ふつう混浴は何となしに、またはホーム側の早くすますための都合でなされてきたものなのに、こんな高度の

根拠を与えられると混浴風潮が無反省に助長される恐れがある。

混浴は公衆の前では厳禁され普通社会には通用しないものだが、老人ホームは公衆ではないというのだろうか。老人たちは家族でも夫婦でもない。他人どうしである。しかも任運荘では五十人中十人も配偶者がいる。だから混浴は家族混浴と違って著しくいびつなものを含んでいる。いびつとは人権に関わるものである。しかしいびつさがあるからこそ、それに性の処遇意義を見出だしているのであろう。

二つのホームは「同じ人間として人間らしく」と処遇理論を立てている。同じ人間とは、老いても男女であり続けることだから、特養をふつうと違った差別の世界と見なければ混浴肯定はできなくなる。

任運荘はそのことで意識調査をした。男十二人中、混浴が「よい」は八人、「いや」は二人。反応なしは二人。女三十八人中「よい」は二人、「いや」は二十二人。「どちらでもよい」は八人、「ホームのよいように」は四人、「反応なし」二人。

混浴とは多くの男性の欲求対策の意味を持つが、反対できない気弱い婦人を利用する形になってしまう。

性に関する処遇では、任運荘も苦労する。ある時は老夫が老妻の上に乗るのを手伝い支え、時に意識してわが胸で包むように抱えて車椅子に移す。

下半身を熱いタオルで拭きあげる飽和の技術も考案してくれた。

58

1 (住16) 24 福祉新聞・週評欄・吉田―某重度障害者センターが「流動食は作れない」という理由だけで、入所を拒否した事件を非難。後にその施設責任者陳謝。

2 2 「日記書き」始まる。(『任運荘』37号 本書一章20頁等参照)

2 (住17) 4 大分合同、おんなの広場欄・北崎ハツ子へのインタビュー「自立する老人へのお手

伝い」

3 1 日本農業新聞・高齢化社会シリーズ・「任運荘―床ずれゼロ、神々しい寮母の労」

23～24 沖縄県立社会福祉研修所・「施設長研修」（於那覇市）吉田・講義―「施設の眼目」

「職員研修」（於浦添市）吉田―「福祉の主動者」（後に速記録印刷）

3（昨年度）29 平和祈念堂（納骨堂兼ねる・茅誠司氏揮号）除幕式。

3 1 NHK（九州地区）―「任運荘24時間」

4 『老人生活研究』（4月号）吉田―「おむつ交換の本質」

5 五月祭・入所者と職員の発表と作品展。

6 大蔵省主計官・厚生省事務官一行来訪。吉田より現場からの提案。

7 20 明治学院秋山智久教授講話―「施設運営」

7 24 広瀬政人氏百歳祝式。氏の一句―「運動会九十三歳でつな引きをする」

7 九州大会・寮母三浦恵美子―「おむつ外しにひそむ問題点」 看護婦羽田野律子―「訪問看護の実際」

9 問題行動調査結果（県精神衛生センター調査）―一人平均三・八（『任運荘』35号）

9（昨年度）15 敬老会（朧々舎主催） 老人の主張―羽田野氏ら3人。

9 22 九州地区身障児者施設大会（於別府市）吉田・講義―「施設を担うもの」

10 丸紅基金補助で介護相談室増設。

第二食堂増設。全員食事は食卓で。

10 13　入所者5万円を三宅島噴火見舞。

11 14（住19）　朝日新聞紙上討論「おむつ肯定か否定か」で、寮母と相談員「おむつは肌着」を主張。

11 18　豊肥地区福祉大会で「床ずれゼロ」で表彰。

11 18（住20）　共同作品押し花絵「マザーテレサ」で最優秀賞。

11 2　経営コンサルタント加地博視氏講話―「和顔愛語」

11 29　日本青年奉仕協会斎藤事務長講話。

12　『月刊福祉』（12月号）―日本農業新聞宮崎清氏・「任運荘訪問記」

注16――「まともでない」（福祉新聞58・1・24）――吉田

ひとりの障がい者（私は「障害者」とは書きたくない）を囲んで、その家族が絶望に沈んでいた。彼は最後の希望である障がい者施設に（一度も面接しないまま）入所拒否されてしまったからであった。彼がそれまで治療を受けていたリハビリ病院も、福祉事務所も、県の入所判定決定機関もその施設入所を「適」としていたし、施設に欠員もあったのだから入所条件は完備していたわけであった。

ではなぜ入所が拒否されたのか。理由を聞いて私はびっくりした。その施設が「流動食は作らないから」が唯一の理由であった。福祉施設であるなら流動食くらいは毎日つくり、介助して食べさせるのは日常作業の一つにすぎない。

福祉施設は正当な理由なくして入所希望を拒むことはできない。ましてやこの施設は公立の重度障がい者施設なのだ。それなのに、福祉事務所も、また「適」と決定した相談所も、この事態に黙って引き下がったのだから、これではまるで〈福祉不在〉の総合見本市のようなものではないか。（抄）

注17——**「社会へお返し」**——北崎ハツ子（大分合同インタビュー抄2・4）

北崎さんをこの道に駆り立てたものは？

北崎—社会にお返ししたいという気持ちですね。離婚後、子供四人と祖父、母を抱えて生活を支えなきゃならない。そのために新聞配達、行商、豆腐屋…、いろんなことをやって、食べていくこと、女が一人で生きることの厳しさを知りました。と同時に、多くの人との出会い、ふれ会いも経験したんです。それまでが裕福だったせいか周囲の人から徹底的に冷たくされるということも無くて、みんなに支えられていたんですね。それに母子福祉資金を借りたお陰で子供も育てられましたし。

子供が皆成人したのを機に、今度は私が人様に何かしてあげようと決意して。

注写真

平和祈念堂頂上部

注18——しずやしず—羽田野モモエさん（当時93歳）の発表（抄）

……もう早や、半年余りが過ぎてしまいました。寝たきりだった私が今では廊下を伝い歩きできるくらいになりました。……

私は耳も遠くて歯もなく言葉もまわりかねるのですが、寮母さんにしてほしいことをお願いすると、知らぬ間にきちんとすませていたり、食事の時でも食べやすいようにきざんでくれて、いろいろな面での心配りうれしく思っています。

少し話が横道に入りますが、愚かな頭が時折りふるさと恋しく、学校時代がなつかしく思い出されて、もう一度やり直したいと思って心さわぐ時もあります。〝しずやしずしずのおだまき繰り返し昔を今になすよしもがな〟です。浮世の運命に流されてここまで来ては、もう後もどりが出来ぬ。前進前進浄土への修養にはげまねばなりません。〝日々是好日〟といいましょうか。今日もこの心は変わりありません。これからも前進前進、日日是好日とまいります。

注19——おむつ肯定か否定か（朝日・58・11・4）

オムツを「人間の尊厳を奪うものだ」と否定する意見に、「オムツ否定こそ人間否定だ」とする反論が出ている。寝たきり老人の排せつ介助をめぐる本質的な論争といえなくもない。オムツ肯定派の大分県緒方町の特別養護老人ホーム「任運荘」の生活指導員・三代茂子さん、寮母・三浦恵美子さんのご両人に、あらためて聞いた。—

「オムツをした人間はもう、独立した一個の人間じゃない」と竹内さんは言ってらっしゃるけれど、じゃあ、たとえば私たちの親がオムツをしたとき「あんたはもう人間じゃない」と言い切れるか。人間の尊厳を奪うかどうかは、こちら側のかかわり方にかかっています。

「オムツがぬれていて、気持ち悪かったでしょう」といったわりの気持ちでお世話する。相手も「ありがとう」と感謝する共感の世界がある以上、お互いの尊厳は少しも傷つけられることはありません。

たしかに、しゅう恥心は人間のみにあるものですけれど、本当のしゅう恥心は、恥ずべきを恥じる心です。オムツをしている老人を恥ずかしいと考えることを恥ずべきです。オムツ否定で人間否定はできません。

オムツはずしは重要な目標であって当然ですけれど、どうしてもはずせない人をどうするか、同時に考えられなければならないと思います。私たちは、そういう人たちにこそ、十分なオムツ交換をしてあげる、随時交換を基本にしています。

「どんなごちそうよりも、いつも乾いたオムツに包まれていたい」と、任運荘の老人の一人がいったことがあります。便や尿にくるまったまま、何時間も放置される姿は想像しただけで耐えられません。まず随時交換をする、そして尿意や便意を取り戻した人にオムツはずしを試みる。オムツ否定ではなく、オムツ肯定から出発し、随時交換の延長線上にオムツはずしがある、と私たちは考えています。

きょうオムツがはずせても、あすはまた戻ってしまうのが老人です。健康な若い人たちの考えで、何が何でもオムツはずしをするんだ、というのは一種の傲慢（ごうまん）です。（おむつ否定論は省略）

全国大会（58・10・27於那覇市）で私は、いわゆるおむつ否定論に反対する発表をしました。――私たちが随時交換に取りくむ一番大きなきっかけとなった、「どんなごちそうよりも、いつも乾いたおむつに包まれていたい」という老人の言葉を、冒頭にのべました。すると助言者竹内孝仁氏は、「愕然とする悲惨な言葉である。そういう生活をさせられているということの方に疑問を感じる」といいました。がくぜんとしたのは私たちです。お年よりのこの言葉の重みをそうとしか捉え得ない浅薄な思い上がった態度に、あきれてしまいました。私たちには「珠玉の言葉」が、この人には「悲惨な言葉」になってしまっているのです。（三浦恵美子）

注20——押し花作品と添えられたマザーテレサの言葉

私にとっては、やはり貧しい人を愛することのほうがやさしいのです。といいますことは、私の愛を、そして、私の存在をこの人たちが必要としてくれている、ということを感じますから、愛することができるのです。

しかし、私たちが貧しい人たちに与えるといいますが、逆に貧しい人たちが私たちに与えてくれているのです。私たちの存在を受けとめてくれる、私たちの愛を受け入れてくれるということによって、貧しい人たちは私たちに与えてくれているわけです。——

59

2月 『老人生活研究』（2月号）・寮母三浦恵美子—「随時交換とおむつ外し」

4 29 騰々舎へ御下賜金（宮内庁）

5 5 三重県第二小山田ホーム理事長川村耕造氏講話—「ぼけさんの世話」

5 7 中庭緑地造成＝大分県緑地推進委員会寄贈。

5 20 五月祭記念行事・シンポジューム＝「高齢者の住みよい町にするために」（大分合同5・25要旨掲載）

6 6 朝と夕の音楽テープ放送始める。

6 『老人問題解説事典』（森幹郎氏著）で、「任運荘おしめ随時交換」を評価。（三章

一節参照）

第三食堂（重度の痴呆症専用）5人使用。

7 (任21) 2　大分合同「灯」欄・吉田―「この人を見よ」（失明少女神田知佳さんの人生論を紹介）

反響強く原文数百部を配布。

7　県下特養へ「床ずれ等」の調査。（『任運荘』58号）表42～47参照。

9　九州大会（於熊本市）・寮母佐藤文枝―「生活の中のリハビリ」

9　4　アフリカ難民へ義援金26万円（任運荘・臨々舎入所者職員一同）

10　全国大会（於福井市）・看護婦羽田野律子―「生活の中のリハビリ」

(任22) 10　20　大分合同「灯」欄・福祉汚職「恵愛会事件」で県等の対応の誤りを指摘。11・27「再び県へ」

11　12　京大名誉教授三橋時雄ご夫妻故節子氏の壁画「田鶴来」と感動の対面。講話―「娘節子のおかげでよい方がたに出会う」

11　18　バザー。益金10万円アフリカ救援へ。「ふれあい満喫」と（町報11月号）

12　12　3　大分高専教授後藤末広氏講話―「技術と心」

12　栃木県社会福祉教育センター『福祉のひろば』・吉田―「世話と処遇の間」

注21——「優しさ」に生きたい—神田知佳さん

あの時から世界がひっくり返ったように全てが変わってしまった。私は光を失ってしまったのです。今思うと幼かった私以上に両親の受けた衝撃はどんなに強かったことでしょう。あれは小学校四年生の春でした。

それまで不自由なく勉強してきた私が、ふと気が付いたら一番前の席なのに黒板の字が見えなくなっている。でも、母やお医者さんに、「また、もう一度見えるようになるから・・・」といわれて、私は安心しきっていました。それなのに・・・。何度直してほしいと泣いて母を困らせたことか。深い絶望の底で私が盲学校へ転校したのは五年生の時でした。

その私の冷たく凍った心を少しずつ開いていってくれたのは、私と同じ悲しみを持つ仲間の明るさと、点字の勉強によって読む力を再び取り戻すことが出来た言いようのない心の安らぎでした。こんな私がいつの間にか大それた希望を持つようになりました。

私の頭の中にだけある夢……、それは将来の望みとしても余りにも大きなものかもしれません。その第一は、見える人と同じ職業に就きたいということです。障害者の職業は限られています。それでも、最近障害を持つ人たちがこんな職業についた、あんな仕事で立派に生き抜いているという話を、ラジオやテレビで聞くことが多くなりました。その度に私の夢も大きく膨んでいくのです。とにかく、今は勉強して、力の限りやり抜いて大学へ行こう。そして英語の先生に。……

私はこの夢を甘い少女のあこがれに終わらせたくはありません。この望みに懸けて精一杯生きてみたいのです。私のたった一度の掛け替えのない人生、大切な命を。

こういうと、何か格好の良いことにあこがれていると思われるかもしれません。正直いってちょっぴりそんな気持ちがないとはいえません。でも、私はこう思うのです。

もう三箇月にもなりますが、私が毎朝電車に乗ると決まって学校の近くの信号まで手引きをして下さる女の方がおられます。考えてみると、今日まで両親、兄、先生、友達、そして私の気付かないところで、どれだけ多くの人たちが見ず知らずの私に優しさを惜しみなく与えて下さったことでしょう。私は光と自由を失って、もっとすばらしいものがあることを知りました。それは人の心の優しさということです。

でも、ふと疑問に思うことがあります。それは、与えられることが多く、与えることの少ないものが、本当に人の心の優しさを理解することが出来るだろうかということです。私はそれを知ったといいましたが、もしかして、本当に分かっていないのかもしれない。なぜなら、今の私には誰かに優しくしてあげられるものがほとんどないからです。いつの日にか、与える喜びを通して与えられる有り難さの本当の意味を、私は知らなければならない。

今、私の心にいる理想の私。彼女はとある中学校の英語の先生です。沢山の生徒に囲まれてとても幸せです。彼らは何よりも英語が大好きです。もちろん彼女は自分の全てを捧げて生徒を導いている。彼女がそれまでに受けた優しさの全てに負けないような……。そして、生徒たちと一緒にこう叫んでいます。

「求めなさい。そうすれば与えられます。捜しなさい。そうすれば見つかります。たたきなさい。そうすれば開かれます」。

おしまいに、これはお願いです。いつかどこかで未知の世界を求めて、ヘミングウェイのサンチャゴ老人のように、一人でさまよっている私をお見掛けになったら、どうかしばらく立ち止まって見て下さい。もし、私の小舟が難破しそうになったら、どうぞあなたの優しい手をおかし下さい。

（この文は57年度「少年の主張」全国大会で発表。当時、彼女は大阪府立盲学校中学二年）

注22——汚職恵愛会事件とは—

恵愛会事件とは昭和59年2月別府市・社会福祉法人恵愛会（特養と軽費の2ホーム経営）理事長らが共謀、一億円以上を横領。県はそれに関しては無実無関係の理事をも連帯責任ありとして追放を策し、抵抗に会い泥沼に入った。その間の推移は福祉の本質を犯すこと多く、座視できず次の二文を「灯」に寄せた。なお、事件の結末は、理事長と不正の他の理事失脚、無実の二理事は任期切れ退任。結局、時間が解決。

恵愛会事件で県へ（大分合同「灯」59・10・20）—吉田嗣義

老人ホームを舞台にした恵愛会の一大汚職は県民に大きなショックを与えた。ショックの激しさは各関係者の対応にも響き、老人ホームの利用者不在のまま今泥沼に入った。

五十年に四億円も着服した紫雲会事件に続き、またしても県はナメられたものだ。今回も、強そうなやつには弱い県の行政態度が招いているようで悲しい。でも今度は県も電光石火（?）のごとく強腰の姿勢である。それもしかし、司直の手に移されて相手が弱くなったから、出来たにすぎない。

さて、解決策として県は一挙に恵愛会理事の総退陣を要求した。従来ならば粘り強く指導を繰り返しているのに、この度は全く異例。それは県の指導に従わなかったことを理由にしている。県が指導開始してまだ数月、厳密に計算して一カ月そこそこ。施設の立て直しには普通一年はかかるものである。だから県の態度は主観的、感情的、せっかちに思えてならない。

「理事一体」としての県の総退陣要求には、法解釈からも無理がないだろうか。民法44条に、不正行為に関係しなかった理事には連帯責任はないと明記されている。

県は現理事を総退陣させて元の理事を戻したいらしいが、事実であればナンセンスだ。前理事会が正式に現理事を選任しているし、その裏に約一億円の売り渡し密約があったとも報ぜられている。じつは、一連の悪事はここを起点としているのである。

県の強腰に呼応するかのように、こびるが如く、福祉法人の責任者らが法人の独立性を自ら否定するような決議をした。悪い法人はつぶせと叫んで、自らの潔白を世に示したいわけであろう。

福祉法人の独立性は法で守られている。それを自らの手で否定することは、ファシズムへの道に手を貸すことになる。危ない。

再び恵愛会事件で県へ（大分合同59・11・27）

一月、福祉を食いものにした恵愛会の不正事件の発覚は、県民を限り無く怒らせた。十カ月たって（本紙11・22）再度の発覚ではもはや言うべき言葉もない。県がこんなになめられてよいのだろうか。県の福祉責任者たちは一月以来、断固やる、徹底的に指導すると言いつづけて今日に至っている。だのにこの不祥事である。県はいったい何を指導したのかと、県民は聞きたいであろう。

私のささやかな県職員経験からしても、県は福祉施設に対して絶大な指導権限をもっている。だから、この度の再度の不正事件のごときはいとも容易に察知でき、そしてまだ芽のうちに除去できたものをと思う。防止どころか、その「解明もできない」（福祉生活部長談）として、司直にすがるに至っている。これは県福祉史上初のことであろう。

先に本欄で私は無実の理事二人を追放しようとする県の方針は無法で、感情的だと指摘した。さすが厚生省もそれには同調せず、汚点を残さなかったのは幸いであった。

では、県は十カ月以上何を強力に指導してきたか。県が排除しようとした残留四理事同士の不仲にはくそえんでであろうか、依然としてそのうちの無実の二理事の辞任のみを画策していたにすぎないよう

だ。だから、その間に不正の二理事夫婦がさらに新しい不正を働くことができたし、福岡県での福祉犯罪者が恵愛会に入りこんで不正を働くことを、黙認せざるをえなかったのであろう。考えられない無為無策が、少なくとも、結果として今明らかにされた。

県は弱小の良心的な福祉施設には強力な指導をする。それもよい。それなら、自らの福祉行政上の手落ちや怠慢に対しても厳しく反省し、責任を感ずることから再出発をすべきであろう。（吉田嗣義）

(4) 年々の初心忘るべからず（60年～）

60

1 衛藤ヤエさん遺志で「離れ」茶室寄贈。遺族より遺産二一四万余円寄付。氏生前の愛唱歌―「腰の痛さよ／四月五月の日の長さ／ヨーイサノ〳〵」『老人生活研究』（1月号）寮母佐藤文枝―「生活の中のリハビリ」

2 6 古瀬徹日社大教授講話―「靴修理屋のことなど」

6 (注23) 2 十周年記念祭・記念講演＝谷昌恒北海道家庭学校長―「心を育てる」（大分合同6／13講演要旨掲載）記念誌『草刈籠―お世話十年の歩み』発行。

6 27 園内喫茶開始（月1回）

8 23 朝日・家庭欄「この本」で『老人ホームはいま』を紹介。

8 北崎ハツ子共著『続老人たちと共に』（老人生活研究所発刊）

10 18 北海道老人福祉施設研究会（於洞爺湖）・吉田・講義―「生きることは願うこと」

10 8　大熊一夫氏講話―「精神病院・老人病院の問題点」

10 25　『週刊朝日』・任運荘の床ずれゼロ評価。続いて11／1号11／8号にも。（後に『あなたの老後を誰が看る』・朝日出版部）本文六三頁参照。

10 29　全国大会（於群馬県）・相談員三代茂子―「受容」「ぼけさんお世話着眼25カ条」提示。七章八七頁参照）

11　全社協編集『老人の排泄ケア』2章2節（任運荘担当執筆）を無断で著しく改ざん、破廉恥編集に抗議し、2節全文の削除を要求。

11住24 2　7月長野市老人ホーム生埋め事件を、「灯」で発言。

11 5　大分高専後藤末弘教授講話―「命の尊さ」

11 16　熊本・本渡区高教組婦人部・吉田・講話―「婦人の社会的使命」

12住25　『老人生活研究』（12月号）・古瀬徹教授―「任運荘訪問記」

12住26　吉田著『旅路の終わりで―老人ホームの人間模様』出版（ミネルヴァ書房）茅誠司先生の推薦文。

12　松本文六戸次中央病院長（大分市）任運社へ三〇〇万円寄付、床ずれ対策を評価して（大分合同）

注23——他人の荷物も背負う　大分合同（60・6・13）—谷昌恒氏講演から（抄）

家庭学校の子供たちは、地をはうような生き方をしてきた。その生き方を背中に背負ってしまうと、はっらつとしてくる。背中の荷物は、一つより二つの方が、前後に振り分けるなどして、背負いやすい。それと同じように、自分の人生だけせおっていると重い。身動きが取れない。それが、他人の荷物まで背負うと、かえって荷が軽くなる。人生に張りが生じて、他人の荷物を持っているということで責任感も生まれてくる。非行少年、不幸を背負った子供。彼らは、そうした役回りから、やがては本当の人生が開けてくると私は思っている。

注24——天に唾する者か　吉田嗣義（大分合同灯・60・11・2）

長野市の地滑りで老人ホームのお年寄り三十人近くが生き埋めになるという悲惨事が七月にあった。老人ホームということのためか、深く問題化もされず、世人から忘れ去られようとしている。

そのホームでは、一階は元気な人の養護老人ホーム二階は老衰者の特別養護老人ホームにあてていた。愚なことをしたものだ。だれが考えても一階と二階は逆でなければならない。もしその通りであったなら、あの悲惨事はずっと様相をかえていただろう。福祉施設の建て方は県や厚生省の厳しいチェックがなされるものであるが、初歩的根本的ミスとしかいいようがない。お年寄りの車いすに座ったままの生き埋め姿、職員は全員無傷。ああ、なんという対照。

最近、大分市の某特養ホームで男年寄りがおばあさんを傷つけ、自殺を遂げている（本紙10月4日）。報道によると、五十七年から二人は親しくなり、園の配慮で同室で暮らすが、一方が病気のため、この七月から一、二階に分離させられている。相愛の二人を園がくっつけ、また離す。結果論ではあるが、そんな無茶なやり方ではこんな結末が生じて当然ではないか。「生は性」とかいう言葉にまどわされたホーム内の性の悲劇である。

老人ホームによっては、男女混浴、男女混合部屋を得意そうにしているが、これほどの無知はない。また厚生省批判だが、ホーム建設では男女別便所を厳格に要求していながら、男女混合にはいまなお無定見のまま流れている。

私のホームでも明日何が起こるか分からない。毎日ビクビクしながら朝を迎える。それを思うと、よそのホームのことはとやかくいえない。しかし、それを恐れていては何もいえない。教訓があればいわねばならない。でなければ進歩もない。

注25——老人ホームの自己変革をもたらしたもの（抄）—古瀬徹氏

任運荘が提起した「おむつ換え」の問題は、全国の良心的な老人ホームに基礎的な処遇のあり方についての波紋となって広がっていった。全国の施設関係者の訪問が相次ぎ、希望に応じておむつ交換の実習をしていたとき、工藤テイさん（故人）という老人が「おむつ換えは他人にさせたくない。任運荘の寮母さんだけにして欲しい。」と訴えた。吉田さんは「評判に得意になっていた私たちへの頂門の一針である。」と述懐され、テイさんは老人のお世話の仕方を厳しく示したかけがえのない教師であったとされる。ここに、任運荘の生活の原点がある。（『老人生活研究』60・12月号）

注26——『旅路の終わりで』書評

大分合同（11／11）—「一貫しているのは著者の人間に対する自由で、温かな視点である。本質を見すえようという姿勢である。それがさわやかにしているし、重みあるものにしている」。同紙編集委員末氏「内の目」欄—「ホームの主人公は理事長等経営者ではなく、お年寄りという考えを、一人ひとりの寮母さんたちがはっきり身につけている。床ずれゼロというこれまで不可能とされていたことを見事にやってのけたのも、寮母がチエをしぼり汗を流した結果だ」。

毎日（大分版）11／7―「おむつ論争」を通じ、老いをどうとらえるべきかを問いかけている。全編老人への温かい思いやりが流れ、胸を打つ。

朝日（大分版）11／25―入所五十人のお年よりの幸せもさることながら、日本のお年よりの幸せという視野で、現場から発言し続けている。

西日本新聞・読書欄（12／15）―前半は任運荘のおむつの徹底交換の提唱が支持されだしていること、おむつ論争のいきさつがのべられている。後半はお年よりの、死を生きる様ざまな姿が描かれる。

永杉喜輔氏（群馬大学名誉教授）―よくも書いたり！

森幹郎氏（奈良女子大学教授）―巻末のお二人の先覚者について触れたところは、新しく知ったこともあり、興味深く存じました。ご苦労も多かったのですね。おしめ論争のくだりが圧巻です。

小川利夫氏（名古屋大学教授）―まず「任運騰々」の章を読み、雑誌『思想』に書かれた「教育二法」のご証言は、社会教育にとって貴重な文献としてかねてから注目。

小林文人氏（東京学芸大教授）―思わず「第九章任運騰々」を読みました。「師」（下村湖人）という言葉の重みを知りました。

古瀬徹氏（日社大教授）―おむつについて、きちっと整理されていることは重要なことです。下村湖人と木下郁は任運荘創立の基礎を知るいみで重要と思いました。青壮年期の仕事の重みが今日の仕事に発展している様子がうかがえます。

61

1

23　厚生省阿部老人福祉課長暴言を報道（共同通信等）読売1／25も。（任運荘はこの問題に強い関わりあいをもつに至り、翌年朝日・大熊論説委員の課長弁護論に対しも強く反論）

「福祉新聞」（2／17）、阿部氏講演文を二回連載。

2 12 大分合同「灯」欄・吉田―「あいつらと言われれば」と阿部氏暴言を糾す。
2 13 岩手県・敬愛園大泉・柏原両氏講話―「敬愛園の出発」
3 3 全国保健婦会（於東京）吉田・講義―「高齢化社会を支える人びと」
3 25 横須賀老人ホーム横小路園長講話―「公立の問題点」
3 4住27 『老人生活研究』（3月号）吉田―「まず私たちが主体的行為者であれ」
4 1 『任運荘』（42号）―福祉新聞掲載の阿部講演文の虚偽を徹底究明。
4 5住27 竹内吉正氏（長野市）講話―「ある少年の悲しみ」
12 福祉新聞（12日と19日）―「任運荘」（42号）の抗議文を全文二回連載。（「任運荘の抗議に対して応えたい」との福祉新聞編集者の志を改めて評価し、拙稿掲載を感謝す）
7 浴槽濾過殺菌装置を設置。
7 11 長崎県社協（於長崎市）北崎ハツ子講義―「おせわの仕方」
7 23 九州大会（於嬉野）・事務長広本賢郎―「制度政策について」
7 7 『月刊社会教育』（7月号）吉田―「心ない課長発言」
9 7 『月刊ナーシング』（9月号）大熊一夫氏「おむつこそ老人看護の原点」で任運荘紹介。
9 『老人生活研究』（9・10・11・12の各月号）―森幹郎教授と吉田対談・「老人ホームと老人の主体性」、老人ホーム側の老人の主体性無視の実態を鋭く突く森理論は

ホーム側に強い刺戟と反省を与えた。（二章一節参照）

11　2　「赤旗」潮流欄・任運荘のおむつ交換評価。

11　16　地域医療看護交流会シンポジューム（於福岡市）司会・若月俊一氏、講師に森崎和江氏・本田義信氏と吉田。

12　24　森崎夕子氏白寿の祝。

注27——**厚生省・老人福祉課長放言**——吉田嗣義（福祉新聞　61・5・12と19）

讀賣新聞（61・1・25）は厚生省阿部老人福祉課長の「国が老人に金をかけるのは枯れ木に水を注ぐのと同じだ」「人間だけがどうして老人を大事にするのかよくわからない」などと、お年よりを侮辱するような差別発言をしていたことがわかり、抗議の声が殺到していると報道している。地元紙大分合同新聞（61・1・23）も阿部課長が「老人ホームはうば捨て山」「お年よりはお荷物」などと暴言を吐いたとする問題が22日の参院決算委員でとりあげられ今井厚相は表現の不適切さを認めたと述べ、両紙とも詳しい説明をしている。

課長は、「部分的な言葉じりだけでなく発言全体のトーンを知ってほしい」と弁解している。言葉じりだけかどうか。この暴言は空前のものである。このことを明らかにし、正すべきは糾していこう。

言い逃れできない全発言記録

報道によるとその放言は諸々方々の会合でくり返されているようだが、東北ブロック老人福祉施設大会でそれが録音されており、たまたま九州ブロック大会（六十年八月）資料に収録されている。資料集

の一七三頁より一九七頁までの広長舌である。私はその記録に基づいて発言する。引用文の頁数はその資料集によるものである。

すでに国会でもとりあげられて厚相もその不当を認めているものを、今改めて問題にしなければならないのはなぜか。それは「福祉新聞」が六一年二月十七日と二四日の二回にわたって阿部氏発言のほぼ全文を掲載し、正当性の主張に加担するという事実が生じているからである。業界紙だから、福祉関係者の目にふれることが多く、文は巧みに修正されているので、阿部氏の暴論が逆にそれなりに正論とされかねないのを憂うるからである。

福祉新聞が報道常識を著しくふみ外している事実については、改めて本文の後半でふれる。

課長は「全体の論調をみよ」といっている。その全体のトーンが終始老人あるいは老人ホーム軽視で貫かれている。

まず冒頭の文。―老人ホームの皆さん方はよく仕事をしていると思いたいが、「一つ一つ皮をむいていきますとそうでもない面があるのではないか」（一七三頁）と、逆なでする言葉から話は始まっている。かりに「そうでもない」ことがあるなら、厚生省監査に基づく事実を具体的総括的に述べるのが責任ある発言であり、私たちもそれにまじめに耳を傾け、襟を正すにちがいない。いわくありげな抽象的な言い方はいんぎん無礼である。

「あいつら」呼ばわりされて

たくさんの放言を伴いながら話は終わりに近づいていく。そして話題になった「花笠音頭」に至る。特養ホームは「寝たきり老人といっているけれども、本当に寝ているのか、みんなピンピンしているじゃないか。ハワイに行ったとはいわないが、いろんな所へ旅行に行っている、その中で花笠音頭をやっている。あいつらなんだと言われるんです。私は」（一九三頁）。

わがホームのお年よりを「あいつら」と面前で言われれば、私ならただではすまさない。全国のお年よりの最後の砦であるべき課長がそれに全く同調している。ここまでくると憤るよりも悄なくなってしまう。

言葉つきだけなら軽率だとすませてもよい。その内容が福祉への無知をさらけだしているから、あぜんとさせられる。特養ホームに老人入所を決めるのは福祉事務所長という公権力であって、ホームが決めるのではない。老衰者ばかりが入所する。しかし、リハビリにはげんだ結果、踊れるようになり一泊ていどの旅行にも行けるようになる。だからお年よりの努力やホーム職員の援助に対して、課長は誰よりも本気で最敬礼すべきであろう。この人にはものが逆に見えてしまうのだろうか。

そういった福祉眼の転倒についてはしだいに列挙していくが、終わりの方でついに自分からシッポを出してしまう。「フィクションだフィクションだというのが、だんだん本音になっちゃう」（一九三頁）と、たとえ話としてごまかしてきたが、本当はすべて本音だといっている。

勿論、福祉新聞「全文」ではこの——部分は全て削除されている。先の花笠音頭の部分ではきれいに作りあげられて、「花笠音頭をやっているのは何だと言われるんです、私は」というふうに、「あいつら」が除かれている。原文と対比すると作り換えが明らかになってくる。

一事が万事、いわゆる「全文」はこの通りの改修工事である。

ウソは大きいほど効く

（民間立）老人ホームは「全部公的なお金で賄われているんです。民間たる部分（民間の自己負担金）というのは虫メガネで探さないと見えない」（一九〇頁）と言う。福祉施設を知らない者はそんなものかと思ってしまう。全くの誤りである。設立当初で少なくとも土地代と建設資金の四分の一以上（少なくとも五千万円以上）は負担している。その仕組みを一番よく知っている立場にいるのが彼本人である。

法律的にも許されず現実的にもありもしないようなことがさも存在するかのように、一般化して言っている。私たちにとっては、彼の発言が明白にまちがっていると分かっていて、それを指摘せず放置するならば、一般国民は勿論、福祉関係者までもがそのまま信じてしまう危険がある。

彼の所論が巧みだからというのではない。国の責任ある地位の者が見えすいたウソを言うはずはないという、信頼感がそうさせてしまうのである。ウソは大きいほうが信じられやすい、と言った独裁者がいた。

「特養はうば捨て山」と

世人をまどわすのは必ずしも長い論述や理論ではない。ゴシップや具体例に尾ヒレをつけると極めて効果的である場合が多い。阿部課長の話にはそうした煽動性が多い。数例をあげてみよう。

(1) まず単純な例。特養ホームに必要な経費を負担する区分で「一番少ないのはご本人とその家族の方」(一八四頁)。つまり特養は老人一人当たり二十万円かかっているが、老人本人の負担は一番少ないというのである。よく言えたものだ。本人の負担の上限八万円を十万円に上げたのは課長本人である。仮に丸半分を負担する老人が実際にはそう多くないとしても、それはお年よりの最低生活を保障する意味で当然である。しかし、家庭にいてもホームにいてもお年よりが同じように、老齢(福祉)年金などを給付されている現状は不公平で、それをこそ是正するのが課長たちの責任である。

(2) 特養を「うば捨て山らしく表現することは可能なのです」(一八八頁)。彼はごく一部の例外を見て、さもそれが全体的傾向であるかの如く言いつのっている。前にも言ったように、ホーム入所は複雑な入所判定会議を経て公権力(福祉事務所長)がその入所が適当であると認めて決まるものであり、心身の状況、家庭事情がしっかり調査されている。だから、入所にあたっては不安をもっていても、ほとんどのお年よりはホームに安住し、その出身家庭も崩壊から免れることができている。それが厳然た

る事実である。どこにうば捨て山の姿があるのか。すべては公権力がしていることではないか。

かりにうば捨て山の実態があるとすれば、その責任を問われるのは老人福祉課長自身ではないのか。その責任を果たしてから、そうであるかないかを世に問うべきである。自分の本来の仕事をからかい半分でいうのは、率直でなく軽率というべきである。

余りにも古い福祉観

(3) 全く奇妙なことは、公立老人ホームを除外して私立（民間）老人ホームにだけいろいろ要求をし、悪意の言葉を投げかけていることである。公立は私立よりもすべての点で条件は恵まれている。公的責任も大きい。だのに公立には何一つ要求していない。公立こそ私立に対して先導的模範的仕事ぶりが求められるべきである。

私立老人ホームは主として老人福祉法に従って運営しなければならない。それから一歩でも外れてたとえよいことをしたとしても、措置費法外使用として禁圧される。

例えば任運荘の場合、地域の要望として農繁期一時預かりをしていたら、法外の仕事であるとして中止を五九年監査で要求された。

彼は叱咤する。「民間社会福祉事業は……その地域にとって役に立つ事業をやっているかぎりつぶれません」（一九五頁）、そうでないものは「つぶれてもいいんじゃないですか」。

「地域に役立つ」仕事は実際上は法律外の、任意の仕事にすぎず本来の仕事ではない。それをやれ、やれないのならつぶれても当たり前という。これこそ無責任な公務員の放言である。

今の老人ホームの規準下で重度者をどんどん入所させている現状で、本来の仕事以外に手をのばすことができるだろうか。そのためには人員を増やす等金が要る。その金をよこせというのは社会事業家ではない、自分で工面してやるのが真の社会事業家といいつのっている。誰人が、まして公務員がそんな

ことをひとに要求することができるだろうか。時代錯誤も甚だしい。じつはここにこそ、私と彼との福祉事業観の根本的違いがある。国家責任を個人におしつける感覚は福祉以前のものである。

(4) 阿部氏は、余りにも非常識な発言をぽろぽろしている。その好例を一つ。

「ノーマライゼーションとか何か分かったようなことをいいますが、そんなものは当たり前です。昔からの話なんです」(一九一頁)。つまり、障がい者のためのノーマライゼーション運動や理論を、「横文字かどうかはしらんけど」とけなしながら、昔からあったことで、今さらさわぎたてることもないというのである。しかしその実態は昔どころか現在でさえないからこそ、その理論と運動がしんけんに提唱されているのである。

見つめてみよ。どの障がい者もまだまだこの日本では小さく生きているではないか。障がい者の痛みが分からないからそんな不遜な言葉が出てしまうのである。

「行革は弱いものいじめ」—勝 海舟—

「みたこともないおばあちゃんが特養に入れば、中曽根康弘さんというのがその七割から八割を出してやる」(一八四頁)。その金額は二千億円で、じつにおかしな制度であると言う。国庫支出金だからもったいないらしい。「出してやる」、まるで自分の金をやるような口のきき方。しかし、「二千億円をぶっ放したって財政再建は屁でもない」(一九六頁)、だから「お金の問題としてものを見る見方を改める、それが福祉見直しだ」(一八〇頁)。だが、逆のことを言う。「一番大事なのはお金です。基本は負担することです」(一八五頁)。まじめに聞いていると、こちらの方がおかしくなる。

ついでにここで彼の財政論を聞こう。

彼は言う。「社会福祉は地域住民で支え合うのが基本、お互いの負担でやりましょう」(一八四頁)。お互いの負担とは何か。それは当然税金の形になろう。その代表格が国庫である。しかし、彼は国庫支

出の概念を逃げ回って、支え合いだの、お互いだのと空念仏をとなえている。市町村負担が彼の本音であるが、それも当然税金である。税金でない無内容な「負担」概念をふり回さないがよい。

政府は福祉における予算削減に懸命であるが、「高齢化に伴う社会福祉予算の自然増抑制の不条理さを政府自身が認めて、本格的に検討をはじめ出している」（毎日・六一・三・一七―要旨）。

憲法と福祉諸法は明確に福祉における国家責任、従って国庫負担を強く要求している。この人のような福祉見直しの先にあるものは警察国家観で、福祉の理念からはほど遠いものであろう。

現在の財政的に脆弱で福祉理念に未熟なままの市町村に、そのまま国家責任の半分をおしつけようとするのは暴挙であろう。

朝日・天声人語（六一・三・一四）は、勝海舟の言葉を引き、「行政改革はよく気をつけないと弱者いじめになるよ」「改革ということは公平でなくてはいけない。大きいものから始めて小さいものを後にするがよいよ」。海舟の警告通り今行革で小さいもの、弱い者がいじめられている。福祉が徹底的にいじめられている。それなのに彼は「福祉元年」が始まったと壮語している。福祉切り捨ての元年が始まっているにすぎない。

逆さまに歩く「福祉元年」

行政責任の連続性をこの人は余り感じていないらしい。まるで自分は傍観者の立場に立って、過去現在の福祉行政の罵倒に熱をあげている。「特養を作った方がよっぽど儲かる。特養といいましょうか何かしらん建物がどんどん出てきた」（一九〇頁）。かりに儲けている者があればそれは彼じしんの重大責任だし、どんどん作らしているのも彼じしんで、何という無責任さ。

同じく責任を負うべき他の分野にも、「国の施策としてもおかしなことをやってきた」（一九一頁）「在宅福祉もヘルパー制度ぐらいで、それが動いているか疑問だ。何の役に立っているか」（一九六頁）

「机を並べて二人三人いるだけ」と。全国半数ちかくのヘルパーが月十万円以下でも働いているからこそ、この日本で孤独老人の惨劇がくいとめられている。その功績は著しいのに、何という非人間的な評価ぶりだろう。

公務員としては口出しは控えるべきボランティア活動には、「言うにこと欠いて、公的責任でやらないから、代わってやるという発想、そんなアホなことはない」（一九六頁）。言うにこと欠いているのは当の本人だ。

また、彼以前の全老人福祉課長たちのそれなりの実績を無視し、見直すんだという。日本の特殊の水準が世界的水準を保っているといわれるのに、劣悪といわれる老人病院の方が、「税金も納めているから」まだましだ、補助金を出してやりたいぐらいだとまで言っている。

在宅福祉に補助金を増額したと得意になり「福祉元年」とうそぶいている。それは僅か二十億円にすぎない。施設福祉補助は五三八億円も大削減した。結局削減した額は何と五一八億円になっている。こんな単純計算や予算獲得なら誰にまかせてもできることだ。

憲法・老人福祉法そっちのけ

以上で、阿部氏が言っている「全体のトーン」を明らかにする具体的な指摘はもう十分であろう。しかし、福祉理論という本質的な部分については、私の反論はまだ多く残されている。けれども、私は課長の福祉理論にとかくいうことはしない。言論と思想の自由は確保されていなければならないからである。

しかし、一点だけしっかり指摘しておかねばならない。「福祉というのは連帯の社会保障。権利があるからどうだというのは後で法律上つけた一つの考え方」（一八三頁）といい、しばしば口にする「連帯」については一言の説明もない。基本概念に説明のない言説は何の理論でもない。連帯の語に倫理臭

を帯びさせて逃げ、何らの理論構築なきまま、あまつさえ国民の権利を軽視することにけんめいである。

いうところの連帯とは、私の考えでは、ひとりひとりの主体性を基礎にして、その上に構築される重要な関係である。主体性なき連帯がどんなものであったか、どんな社会的害悪を伴うていたか、歴史を少し遡ればすぐ分かることである。その主体性の最も重要な要素が権利であり、義務である。権利、義務がいかにも連帯の反対概念のように主張する氏の連帯論にはどうしても賛成できない。

福祉は国民主権に基づく権利である。人権意識の進展が人類発展の唯一の目標であり、人類歴史の原動力である。それを否定しようとする立場は人類の進展に弓を引くものである。それを明確に表現したものが憲法第二十五条である。

「国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

阿部課長にはさらに老人福祉法第二条を見てもらいたい。

「老人は敬愛され、健全で安らかな生活を保障されるものとする。」

しかし、彼の発言の調子には敬愛の念はうかがえない。その心のない福祉施策がどんな内容になるか言うまでもないことだろう。お年よりに対して、「飯を食わす」というフラチな言葉がくり返されている。日本の老人ホームではそんな犬猫につかう言葉は禁句であり、私たち任運荘でそんなものの言い方をすれば即日退職である。福祉現場にはこの課長の想像以上の厳しさがある。

さらに第四条に、「国及び地方公共団体は、前二条に規定する基本理念が具現されるよう配慮しなければならない」と規定している。

課長は憲法と老人福祉法を本気で読んだことがあるのだろうか。

『福祉新聞』よ良心をとり戻せ

最後に「福祉新聞」を非難しなければならない。阿部氏発言を全文収録したとするが、じつは、それは改修記事だからである。このいわゆる「全文」記録を黙視すれば、福祉関係者に著しい誤解を与え、逆に阿部氏暴論がすべて正当化されるおそれがあるからである。

改ざんの意図

福祉新聞は始めのリード文で編集意図を暴露している。長い引用だが公正を期すためにそのまま載せよう。

―「寝たきり―実はピンピンしている」「旅行して花笠音頭だ」といった俚言片句をとらへ〝問題発言〟として国会で取り上げられた。

マスコミに報道された阿部課長の真意はなんだっただろうか。本紙は同課長の全発言を掲載し、読者の判断の資とすべくこれを特集した。同課長の講演は九州ブロック老人福祉大会資料を基にし、冗漫な話し言葉を縮小、同じ内容の条りを割愛した以外は全文掲載した。―（福祉新聞リード文）

さて、私の反論を明確にしよう。

第一に同紙が使用した資料は私が使用したものと同一物であることは幸いであった。それは同紙がそのリード文とはうらはらのウソをついていることが、すでにみた通り簡単に指摘できたからである。

第二に同紙が頭から阿部氏発言の放言を「俚言片句」と決めてかかっていることは、報道倫理を著しく犯している。片言俚句であるかどうかは、それこそ同紙がいうように「読者の判断」にまかせればよい。片言俚句とは「ちょっとした言葉」という意味であるが、私がこれまで引用した課長発言の傍線部

分はすべて、同紙の「全文」が削除したものである。

発言の問題部分をすべて片言隻句で片づけたいわけであろう。意図的なカットはさらに高じて、録音テープの継ぎ目などで、不明になっている部分は資料には無いのに、問題の「全文」では、造語を挿入するという親切をつくしている（一七六・一九六頁）。

「不分明な点は直接講演者（阿部氏）に聞いて訂正した」とか、「じつは本人に全文にわたって修正してもらった文である」とか、断わり書きをすれば何も問題はなかったのである。

なぜそんな編集ぶりに私が気がついたのか。阿部氏発言について私はこの「全文」が記事になる前に、この新聞社に投稿した。予想通り没になった。その投稿文で引用した阿部氏発言の部分が、この新聞が編集した「全文」ではすっかりなくなっていたからである。カットすべき危ない部分を私が教えたのかなと思う程であった。

「隻言片句」が三十ヵ所もあるよ

大まかに数えてもカット部分は相当数あり、そのうち長文、短句あわせて三十ヵ所は決して冗漫ではなく、あぶない部分であると私は判断する。

例―「沖縄県のさる離島」（一八二頁）の人頭税にまつわる話をしている条りで、「沖縄県の」をカットしている。これは極めて知能的だ。沖縄にそれが存在していたかどうか、学問的には全く疑問だからであり、それをつっこまれるとオタオタしなければならない。このように無数の親切な改修がなされて、客観的な全文とはいえない。

同紙がどう編集しようがそれは勝手で、修正することも自由である。しかし、修正するならその部分を明示するのが編集常識。リードのうたい文句があるから、私はその不道徳を非難するのである。うたい文句通りの客観性のある全文を本気で載せようとするなら、記録された資料をそのまま載せればよかっ

た。「紙面の都合」というかもしれない。しかし、大きな誘導にみちた二十に及ぶ大見出しを抑制すれば、本当の全文がすっぽり入っておつりがくる。

良心に基づく報道はファシズムへの最強の抵抗線であった。虚偽の報道はファシズムへの一番の協力者であった。私はただそのためにのみ、阿部氏発言と福祉新聞を批判しているのである。これまで福祉新聞には相当おせわになってきたのに。

注27——福祉新聞（61・5・12）が吉田の反論文を、掲載するについてのリード文

「『全発言から判断してくれ』と言う厚生省阿部老人福祉課長の講演」（全容）を二月十七日号ならびに二十四日号に掲載したところ、大分県の吉田嗣義氏（特養・任運荘施設長）は同荘荘報《任運荘》（42号＝四月一日付）をもって、「心ない課長発言—福祉新聞の非常識」と題し、阿部課長と福祉新聞を批判する一文を発表した。この全文を二回にわたり掲載する。」

福祉新聞は私から非常識な編集と非難されながらも、本当の言論の自由を守るために、私の反論をそのまま掲載される勇気をもたれていた。これはただに私の喜びだけでなく、日本のジャーナリズムのために喜びたい。（吉田）

62

1　『月刊福祉』（2月号）大熊由紀子氏—「老人福祉課長とデマの法則」（阿部氏暴言の弁護）

1　31　大分合同「灯」欄・吉田—「白昼の怪」（大熊氏へ反論）その後三回にわたる「月刊福

祉」へ私の反論掲載要求に対して、理由を示さないまま拒否の責任回避を続けた。

2　『月刊社会教育』（2月・3月・4月各号）社会教育私史・吉田―I　若者たちはわがいのち　II　名もなき者は名も無きままに　III　愛憎果てることなく（III章では、福祉と教育は同根と論ず）

2　13　入所者七万円を香典として、自殺した孝行息子（高校生）の両親へ（東京都）。礼状届く。

4（住28 29）　1　広報紙「任運荘」（45号）で、「再び厚生省課長暴言問題」（大熊氏論文、吉田反論、ともに次の注記に掲載）。

4　全室電気消臭器取り付け。

5　19　五月祭・「折々のうた」発行。

5　『老人生活研究』（5月号）吉田―「行為者としての任運荘」（「主体性」対談への批判に応えて）

6　29　西日本新聞・月曜インタビュー・吉田―「松寿園火災について＝経営が老人を殺した」

6　9　赤旗・潮流欄―「松寿園火災と任運荘の場合」

6　18　朝日西部厚生文化事業団「おとしよりの介護教室」（於北九州市）吉田・講義―「おとしよりが唯一の案内人」、同上10月20日（於福岡市）

7 28 防災訓練に近隣住民協力参加。

8 後藤アキさん（93歳）ご昇天。遺族より百万円寄付。生前の歌一首―「春の日に何思いけむあじけなきわが家恋しと指を折りつつ」

8 19 大分合同・「任運荘の訪問介護」を報道。

10(任30) 1 広報紙「任運荘」46号（特集―カーテンは最低限度の心配り）

10 6 おむつ濡れ報知システム設置。朝日（63・5・22）任運荘の試用状況を紹介。

10 30 全国大会（於神戸市）・相談員三代茂子―「任運荘は私たちの学校」『老人生活研究』（3月号）所収。

11 3 日田市・中ノ島園赤星副園長講話―「教育と福祉」

11 24 毎日・家庭欄・任運荘提唱「カーテンのすすめ」紹介。

12 森崎夕子（たね）氏百歳に三ヵ月を残してご昇天。遺志で三百万円寄付。生前の歌一首―「逝きし子は敵機めがけて体当たり吾が子なれども尊かりけり」吾が子は山本五十六元師の護衛機隊長。

12 28 井上寅太郎氏（前白水長久苑長）講話―「素顔の任運荘を見て―今の笑顔がよい」

12 美容師和田慶子氏（大分市）奉仕9年。

注28――「老人福祉課長とデマの法則」（月刊福祉62年2月号）――大熊由紀子氏

デマの法則というのがある。

アメリカの社会心理学者オルポートが提唱した式で

R～I×Aと書かれる。

Rは「デマが流布する量」

Iは「関心の強さ」

Aは事実をおおい隠している「あいまいさ」

～は比例するという記号である。

たとえば、日本に上陸したばかりの中華まんじゅうやマクドナルドハンバーガーの売り手は、「犬の肉が入っているという話だ」「じつは、猫のひき肉で作るそうだ」といったデマに悩まされたという。上陸したばかりで珍しいからIは大きい。中味の具の正体があいまいでAが大きい。だからI×Aはきわめて大きくなる。そこで、デマが広がりやすい、ということになる。

このオルポートの法則どおりのデマが、昨年、福祉の世界を走り回った。

デマの最初の媒体になったのは、残念なことだけれど、新聞記事であった。

ねたきり老人、じつはピンピン

人間だけが年寄り大事に…不可解

厚生省・老人福祉課長の弁

という見出しで報じたある新聞の一月二十二日付夕刊の記事にはこうある。

「厚生省の老人福祉課長が、福祉施設担当者を集めた講演会で、老人を侮辱し、傷つけるような発言をしていた問題が二十二日の参議院決算委で取り上げられた。

質問に立った菅野久光氏（社会）が『老人を侮辱するような発想を持つ人を老人福祉の担当課の責任者として置くのは適切でない』と追及。

菅野氏によると（略）課長は①他の動物と違って、人間だけがどうして老人を大事にするのかよくわからない、②ねたきり老人というが実際はピンピンしている人もおり、旅行に行って花笠音頭を踊っている。③特養では昼食にメロンがでることもある―などの趣旨の発言をしていたという」

他の新聞の記事も大同小異であった。

ところが、国会での質問のもとになった講演の記録をとりよせてみて、びっくりした。確かにそのような発言はあるし、言葉使いに乱暴すぎる点はあるのだが、続きを読んでいくと「暴言」とは思えず、「暴」の字は記者につけた方がよいくらいなのである。①と③にそれがはなはだしい。

たとえば①のことばには次のような話が続く。

「逆にいうと、動物と人間の違いというのはそこにあるんじゃないか。それが人間の社会の進歩の源泉だったのではないか。基盤だったのではないか」。子が親を大切にするのは本能ではなく、人類は「親の世代を大事にする仕掛けを今日までつくってきたわけでございます」。その仕掛けは明治の昔は家制度であったが、高齢者がどんどん増えてきた今は「家制度じゃないわけです。そこに代置されるべきものが社会保障制度であり社会福祉の制度であると思います」―というのである。

③のメロンの話の次には、次のような言葉が続く。「そういう格好はいいんだけれども、それを支えるそれぞれの地域なり人びとの心のなかに、老人をこれから支えていくようなひとつの構造ができあがっておるんでしょうか」

これでは話はあべこべである。課長はお年寄りはこれからは社会福祉、社会保障の制度で支えなければならない。それも「メロンを昼食に出せばよい」というような表面的なものではダメである、といっているのである。

しかしデマは一人歩きを始めた。特集が組まれ、投書が載り、講演会や会合で、しばしば記事が引用された。

わずかに私どもの新聞が「『在宅老人への補助は枯れ木に水を注ぐのと同じだ』と課長が講演で発言した」という記事の訂正をのせただけであった。

デマが流布しやすい条件はそろっていた。老人福祉はいま人びとの関心を大きくひきつけている。1は大きい。しかも記者自身が講演を聞いたわけではない。「菅野氏によると……」というような伝聞による記事はAを大きくする。中華まんじゅうに犬の肉がはいっていたかどうかを自分で確かめず、また聞きで他人に伝えるようなものだからである。

加えて厚生行政、福祉行政への人びとの不信不安がデマを広がりやすくさせたと思う。「まさか厚生省の課長がそんなことはいうまい」と日本人の大半が思うほど厚生省が信頼されていたら、デマは発生しなかったか、または発生直後に消しとめられたことだろう。ところが、今、厚生省は〝大蔵省の厚生係〟とあだ名をつけられるほど予算削減の優等生ぶりを発揮している。お年寄りの福祉の貧しさを国民が実感している。そこにもデマが広がっていった背景があったように思う。

もちろん、いくつもの新聞がこの件でデマの媒介役をつとめたことに第一の原因があり、ほとんどの新聞社が誤りと分かってもほうかむりを続けたことを含め、記者の一人として恥ずかしく、なさけなく思う。

注29——暴言は歴然——吉田嗣義（注28の大熊氏論文への反論）

「人間だけがなぜ年よりを大事にするのか、分からない」などといって、国会で問題になった事件を記憶されていられる方もおられよう。一年前のことである。

そう言ったひとが、この国の厚生省老人福祉課長（阿部正俊氏）であったから、国民はたまがった。国会で厚相は、「適切でない、決意を以って対処する」と謝っているし、当の本人阿部氏も、「軽率を欠く面があった、深く反省している」と非を認めた（共同通信）。

阿部氏も転出して、ことはすんだと思っていたら、一年たって今、阿部氏弁護のため、あれは新聞がつくりあげたデマだった、阿部氏は無実だ、と言いはるひとが現れた。朝日新聞論説委員の肩書きを記した大熊由紀子氏である。彼女の論が虚偽の何ものでもないことを、究明しておかなければ、福祉行政における官僚独善を許容することになる。官僚の独善ほど日本を誤るものはないことを、恐れるからである。

弁解・弁護の余地なし

全国社会福祉協議会の機関紙「月刊福祉」二月号で、大熊由紀子氏（朝日新聞論説委員）は、阿部前老人福祉課長暴言は各新聞がとばした恐るべきデマであった、と言いつのっている。私は、この問題について、たまたま資料をもっていたので、先に『福祉新聞』（61・5・12と19）で長文の論証をして、阿部課長発言は日本福祉史上空前の不祥事であると断定した。

いま、またこの大熊論文の出現である。阿部氏の無反省のままの福祉上の復権を許せないので、大熊氏論の虚偽をつぎに明らかにしていこう。

公正を期するために小論の前に、大熊氏論文を全文掲載した。まずそれをお読み頂きたい（前出注に原文）。

大熊氏デマ図式＝あいまいな阿部発言×朝日記者

大熊氏論文、したがって、大熊氏ねつ造のデマ宣伝に、そのオルポートの法則を適用してみよう。大衆の関心とは、大熊氏が朝日の論説委員、そして、彼女が属する朝日新聞までも非難しているのだからと、いかにも彼女の言説が真実らしく、この文を読む福祉界の大衆に、高い関心をもたす。

つぎの要素であるデマ内容の「あいまいさ」についてはどうか。ことの起こりは阿部課長発言の二時間近い長広舌にあり、それがまた、どうにでもとれる「あいまいさ」に満ちている。彼は千人をこえる老人福祉施設職員を前に、幾つもの会場で、いかにも支配者意識に酔って、軽率にもポンポン言い散らしている。老人と老人ホームを愚弄する言葉も多く、また、人間だから当然まともなこともまじっている。それがあいまいさの正体である。つまり、大熊氏のように、弁護しようと思えば、まともな点も探し出せる。しかし、ふつうに考えると暴言の羅列と受けとられてくる。つまり、阿部発言はかくもあいまいさいっぱい。

だから、阿部発言と大熊氏発言との積は、「阿部暴言はデマで、存在しなかった」という大熊デマが出てくる。ご苦労にも、大熊氏は自らの説のデマ性の解明を、自らこのように、用意していたわけである。

ついでに一言、大熊氏が阿部擁護の私情もなく、各報道のデマ糾明の志だけに燃えているなら、こんな雑誌でなく、じぶんの朝日社説で、朝日の名において堂々とやるべきではないか。

ともかく、一役人を無理に弁護するために、新聞人がデマ製造したことは、空前のことだ。

なぜ国会発言を問題にしないのか

大熊氏は、各報道が参議院「菅野氏によると」として、伝聞記事がデマの根源と非難する。阿部演説を聞きもしないでと毒づいている。それは見当ちがいである。責任ある国会での菅野氏の言で十分であ

る。それがデマであれば、菅野氏は国会で当然追求されているはず。だから大熊流でいくなら、まっさきに菅野氏と、陳謝した厚生大臣を責めるべきだ。これらおおもとを放っておいて、新聞がデマをとばしたと言いふらすのは極めて卑劣。国会を相手にしてものを言うべきである。

以上の二点で大熊論文の欺瞞性が明らかになったが、彼女の二点にわたる立論におつきあいして、それが無理な立論にすぎないことを次に示そう。

国会での菅野議員の発言を(1)(2)(3)と分けている報道に従って、彼女はつぎのように阿部氏発言の正当性を主張する。

まず、(1)について。彼女が指摘するような課長発言はある。そして、その部分の発言内容はごくあたりまえのことで、つまり、「なぜ親孝行しなければならないのか分からないが…」と言うまともな部分である。

問題は、たくさんの軽率な老人蔑視の発言の中から、こんなまともなことも言っていましたと、特に好意的に探し出さねばならない発言状況だということである。

お年よりを「あいつら」と

(2)についてはあなたは無言。どんな詭弁家でも、この「花笠音頭」発言ではかばいだてはできない。さすが、いわゆる「報道」の中にもないが、阿部講演の中ではお年よりを「あいつら」と呼びあっているのだから。ああ、あいつら。これが人の前で言える言葉か。まして老人福祉の責任者がだ。ヤクザでも言えない言葉だ。

(3)について。いわゆる「メロン問題」。これは極めて簡単。あなたが引用する、「メロンを昼食に出せばよい」というような表面的なものではダメである—という言葉は、発言文中どこにもない。さもあるがごとく、カッコに入れているのも、まじめな記者のすることでない。ねつ造の見本だ。

阿部発言の真実はこうだ。「うっかりするとメロンまで出る」である。中学の国語の試験では、この日本語を、大熊流に、「メロンを出せばよいという表面的なことではだめ」と解釈すると、ダメ。「メロンなど出してはならないのに、うかつにも出している」とするのが、正解となるはず。

私は一字一句をとらえて、阿部暴言をていねいに解釈した。子供っぽいことだが、しつような大熊説におつきあいしたまでである。

阿部大演説の乱暴さと氏の老人と老人ホーム蔑視観の本質については、すでに「任運荘」42号（注27）で詳しい論証をすませた。

それは福祉新聞（61・5・12と19）にも掲載された。

そのことは大熊氏説のこじつけ以外何ものでもないことをいやがうえにも、明確に暴露することになろう。

「月刊福祉」よ 良心はあるのか

大熊氏がこのきわどいものをなぜ「月刊福祉」にのせたのか。察するに、福祉関係者から阿部氏を救おうという私情のなせるわざであろう。だから、小林編集人に三回にわたって私の反論をのせるよう要求したが、理由を示さないままの拒絶であった。ここには報道の良心はカケラもうかがえない。

この雑誌は全国社会福祉協議会の機関紙であるのに、私の反論掲載を拒否した。それが全社協責任者の意志決定によるものとすれば、これまた良心のかけらもない。福祉現場者の低賃金からの拠出金の上にあぐらをかいている自らの姿を、省みるべきであろう。そうでなければ、小林編集人をよく調べることである。

この小林編集人は先にも、任運荘に「おむつ随時交換」の原稿を依頼しながら、勝手に改ざんして印刷した事件の責任者である。その時も謝罪はなかった。

二度めのこの無礼である。

ある作家は、毎年の新しい手帖の扉に次の言葉を書きつけて、自戒しているという。

「思想の自由とは、われわれの同意する思想の自由でなく、われわれの憎悪する思想の自由を保障することである」。報道者に、そのことへの反省を知らぬ者がいるとすれば、ファシズムへの道を歩くものであろう。これが一番こわいことだ。

「月刊福祉」は編集後記でいう。「大熊さんに拍手喝采。正義と勇気の記者魂に敬服」。君たちに勇気があるなら、なぜ私の反論をのせて、真実の追及に努めないのか。勇気を云々するガラではない。

（「任運荘」45号・62・2）

注30——広報紙『任運荘』

「任運荘」は46号めになった。小は小なりに、日本の福祉を常に問題意識の中心にすえながら、小さな声をあげ続けてきた。大小を問わず、福祉上の黙視できない問題について、発言しなければならないと考えた時は、勇気をふるって立ち向かった。

時にマスコミに援けられることもあった。稀にマスコミを相手にしなければならないこともあった。しかし、いつの場合でも、日本の良心的なオピニオンリーダーの方がたに励まされての歩みであった。感謝しつくせない。

「任運荘」はずっと手作りで今日まで来た。千数百部、年に二、三回の発行である。郵送料が高いため抑制せねばならない。これからも、問題意識を強くもち、志を高くして、歩みを続けたい。しかし、私の余生がそう長いとは思えない。

後を継ぐ者は、「おやじが死んだら、ふつうの広報紙になるよ」と、今から言っている。その気持ちは痛いほど分かる。しかし、ふつうはふつうなりに、問題意識と志は十分に深くすることができると信

ずる。本書『ふつうの暮らし ふつうのホーム』はそのための小さな支えともなろう。

63

1 1 注31 十三年めの年賀状―六つの目標

2 8 ナースコール脱落放置の過失発見。責任者処分（施設長、副施設長、事務長、相談員、寮母主任等5人昇給半年延伸等）最低事態と全員反省。

3 1 注32 改訂「お年よりへのお願い」

3 1 注33 改訂「家族（身元引受人）へのお願い」

3 1 パンフレット『寝ついたお年よりの介護のために』発行、希望者や在宅老人介護相談等で無料配布（県在宅援助事業助成金による）

5 1 注34 「任運荘」47号発行（特集―悪臭追放）

5 13 岩手女子師範21年卒業生二十三人来訪

5 22 注35 五月祭（騰々舎10周年記念）記念講演・宇井純教授―「公害と自治」 記念事業記念事業・「愛の時計台」完成――朝夕に愛の調べが流れ。温室設置。

5 22 注36 『ふつうの暮らし ふつうのホーム』出版。

7 28 長崎県社協「寮母研修会」――副施設長・北崎ハツ子講義

注31――六つの目標―任運社

「両施設（任運荘と騰々舎）とも利用者と職員の手探りの歩みでしたが、次の六点だけは最低の充足目

標として実現出来るようになりました。（一）利用者の自由意思を束縛しない。（二）おむつは濡れたらすぐ替える。（三）床ずれなし。（四）間仕切りカーテンで尊厳を守る。（五）悪臭追放。（六）ぼけたお年寄りの異常行動は職員の問題処遇に起因する。その上で、自由意思のより積極的な発現をめざして、努力をつづけたいと思います。」（六十三年の年賀状）

岩手県・特養・敬愛園の『敬愛園だより』（82号・1・31）で、この目標が再掲される。
北海道・特養・迎光園の『迎光園だより』（90号・2・1）吉田―「ふつうの生活」で再掲。
毎日（63・1・12）・「シニア情報」で紹介。「ウエルエイジング」17号（63・3・1・吉田寿三郎氏会長）吉田―「ある老人ホームの歩み」

注32――お年よりへのお願い

一　ここには何一つ規則はありません。自分の家と思って、自由な気持ちでお暮らし下さい。
二　ここにもご仏壇はありますので、朝夕いつでも自由にご先祖様や、お身内の霊をおまつり下さい。
三　たばこもお酒も自由です。その時は職員にご用をお言いつけ下さい。
四　家に帰ってみたいと思うときは、遠慮せずに言って下さい。家族の方に連絡を取ります。お家のある方はせめて、お盆とお正月の2回は必ず帰れるようにします。
五　職員に品物などのお心づかいは全く要りません。受け取った職員は罰せられます。
六　昼はふだん着、夜は寝間着と、一日こざっぱりにお過ごし下さい。
七　ここには、心や体がすっかり弱られた方々が、沢山おられます。余裕があれば、その人達の手助けや話し相手をして元気づけて下さい。

八　お金をつかって、気がねなくご自分の暮らしを楽しく、きれいにすることは、大切です。それでも、ここでは、お金は残ると思います。

九　最後に、何でもしたいことは自由に言って下さい。今すぐできなくても、できるだけ、ご希望にそうよう努力をします。

皆さん五十人の力で、私達職員も力を合わせて、任運荘を、天国に一番近い安楽な所にしていきましょう。

注33——ご家族へのお願い

一　任運荘に入居される前に、前もってお年寄りと一緒に下見などされて、ご納得のうえ入居をお決め下さい。入居されても、退居も他施設への転居も自由ですので、遠慮なく申し出て下さい。

二　入居される時は、必ず家から来て下さい。病院から入居されるにしても、一たん家に帰られてから、ホームに来て下さい。これはぜひ守って下さい。

三　盆正月の里帰りはぜひ実行して下さい。お年よりが、ホームに閉じ込められてしまった、という悲しい思いをしないですみます。

四　年金等、ご本人の収入はすべて本人受け取りですので、証書類は本人所持にして下さい。そのことでお年よりの心は安定します。それに伴うホーム側への金銭的不安は完全にないような仕組みになっています。

五　入居されるときの所持品には名前を書いて下さい。

六　健康診断書の提出と、薬を服用している場合は処方箋を添えて下さい。

七　面会はしばしばお願いします。電話やお便りも活用して下さい。

八　おいでになった時は、直接身の回りのいろいろのお世話をして下さい。任運荘への苦情や希望をよく聞き出して、当方に遠慮なくお伝え下さい。双方で心おきなく良い方法を考えましょう。

九　ご面会のおりは、寮母室に声をかけて下さい。連絡やお願いしたいことがあります。

十　おむつを使用されておられる方は、出来ればおむつをご持参下さい。（並巾のサラシ布で九十cmのわさ・十枚位）

十一　面会のおり、昼をこえたお菓子等の食べ物は、寮母室に必ずお知らせ、お預け下さい。食べ過ぎて、お体をこわされますから。

十二　ご面会のおりは、玄関で面会簿にご記入ください。

十三　衣替えの季節には、必要な衣類の交換と整理をお願いします。

注34——**福祉の根本的反省を**——黒田輝政氏（老後問題研究所長）

任運荘誌有難く拝見しています。作る側の心がつたわってくる内容です。目の高さが、お年寄りや家族、つまり、ごくふつうの人と同じであることがわかります。私は、全国の老人ホームで介護に従事されている方たちのご苦労には、心底から感謝しながらも、こういう考え方をもっています。

それは、関係者、専門家、学者といわれる方たちが、日本の施設ケアのレベルは高くすばらしい、世界どこに出しても恥ずかしくない、ノウハウの積み重ねがあると、常識化されたように、こともなげに話されていることについてです。在宅の積み重ねの乏しさと比較して出される言葉ですが、果してそうなのか。

それは、絶対に逃げることができない枠組みの中で、自由意志を縛りつけ、間仕切りカーテンもない雑居の中でのおむつ替えなど、人が人であることの権利を無視した中での〝処遇〟の積み重ねではなかったのか。

ふつうの生活者が、ふつうに生活できる条件の中での積み重ねを、改め始めてほしい、と思っています。少し言い過ぎかもしれませんが、〝福祉〟が別の世界のものになって、それが当たり前になってしまって、どこかで、誰かがやり直さないといけないのではないかと思います。任運荘もその原点になるのではないか、と期待します。

注35——愛の時計台

六メートルの石柱三本が支え合い、基部に、「若い人たちの世話は先に生まれた者のつとめです」（吉田嗣延氏・沖縄協会顧問）の言葉が彫られている。母は岩手県の歌人千葉千代子氏。氏の歌——母にすがり 向きかえ臥せば 鮮しき 麦生のみどりよ われは生きたし（「昭和万葉集」11巻所収）も台石に刻まれている。氏は病床四十余年。もう一首を——残る世も 老い行く母と 病む吾と うからがえにし 重たかるべし

注36——『ふつうの暮らし ふつうのホーム』への三紙高評抄

大分合同（63・7・11）—「光る福祉の実践記録」。これほど老人福祉施設の在り方に真正面から切り込んだ本は少ないのではあるまいか。お年寄りの介護に知恵と汗を流してきた寮母さんたちの生なましい実践記録。これまで不可能と考えられてきたオムツの随時交換や床ずれゼロを見事にやってのけたのも、一人ひとりの寮母さんたちが任運荘を、人間とは何かを学ぶ学校と考え、介護に努力してきたためであろう。（編集委員末久義氏）

毎日（63・6・21）—ホーム十三年の実践記録。全国の老人ホーム経営者の中で、この人ほどはっきりモノを言う人も少ないだろう。「ふつう」の意味の重さを、改めて私たちに問いかけている。

朝日（大分版63・5・29）—お年寄りたちの望みに、真剣に対応し一つひとつ乗り越えてきた十三年。「ふつうの生活者がふつうに生活できる施設が原点」と著者は結んでいる。

(5) それから（昭和63年8月～）

63
8 18 自動車総連大分県連より業務用洗濯機寄贈
9 29 大分合同新聞福祉賞受賞・北崎ハツ子副施設長
12 15 丸紅基金よりおむつセンサー開発導入のため三百万円補助

H1
2 7 毎日新聞（西部本社）吉田嗣義「終わりよければ」連載はじまる。（35回）
5 14 五月祭記念講演「生きること」永杉喜輔群馬大名誉教授
7 25 毎日新聞「こころ豊かに」欄にて「寮母は宝」とする任運荘を評価
10 『老人生活研究』（10月号）吉田嗣義―「げに寮母こそ宝」
12 9 NHKテレビ・シルバーシート「おむつ換えは特養のいのち」吉田出演
14 安田陸男氏（元毎日新聞編集委員）講義―「老人の生活リズムにあわせて」

H2
1 4 「在宅訪問に入所老人も職員と一緒」ユニークな方法と評価（毎日新聞）
3 25 吉田嗣義著「終わりよければ」（創思社・一千八百円）発刊
28 永杉喜輔群馬大教授講義―「人間の教育」
5 『老人生活研究』（五月号）吉田・「49対1の世界」

H3

6　6　ショートステイ専門棟完成・十床

7　おむつ交換の合理化―尿とりパット・布おむつ併用による一時間～三時間ていどの交換に移る。

9　「ふつうの暮らし　ふつうのホーム」パンフレット発行

10　小川利夫名大教授講話

19　全国老人福祉施設研究会議（於別府市）・任運荘・上垣顕哉―「利用者の自由意志の尊重について」同・三浦恵美子―「〃ふつうの暮らし〃に近づけるために」

〃

2　23　大分県地域医療研究会（於大分市）寮母・工藤美千恵―「終末ケア」について

3　15　「任運荘」50号発行・特集「尿とりパットと布おむつ併用」

3　24　山田明共立大教授講話（臨々舎宿泊）

4　8　河原茂一郎氏百歳・羽田野モモエ氏白寿の祝賀

4　10　雑誌「いっと」32号・吉田―「特養を終いの楽土に」

5　12　開所記念行事『五月祭』　砂田明氏―「一人芝居〃天の魚〃」

原田正純熊大教授・講演―「水俣が映す世界」

6　1　「老人生活研究」（六月号）・吉田―「私は利用者の側に立つ」（前号の「老人個人と家族と施設のかかわり」座談会記事への感想）

座談会をリードした筑波大の副田義也氏七月号で拙論に反論。

7 「老人生活研究」（七月号）・三浦恵美子―「ふつうの暮らしに近づけるために」

7 17 九州大会（於鹿児島）寮母主任田近昌子―「老人ホームにおける利用者の尿失禁の介護について」

8 10 お茶の水女子大小川剛教授講話（同上女子大社会科グループ来訪）

9 14 デイケアセンター「なごみ塾」落成

10 4 長崎・諫早市市民フォーラム講義（ウエスレアン大学主催）・吉田―「終わりよければ―老いと女性の間」

10 14 木下千枝子氏（大分市）より百万円寄付

H4

2 「老人生活研究」（二月号）・三浦恵美子―「悲しからずや寮母職」

3 14 羽田野モモエ氏百歳祝賀式　百歳記念歌集「いま」出版、各報道関係注目、全国的に反響

4 10 朝日新聞（西部本社4・10）騰々舎（併設施設）の自治会活動を評価、―「人権尊重は自分たちの手で」

8 4 工藤正気氏（松戸市）三百十万円寄付

9 1 「新・ふつうの暮らし　ふつうのホーム」出版